

～ 第 6 期 ～

からつ自立支援プラン

（第 6 期 唐津市障がい福祉計画）

（第 2 期 唐津市障がい児福祉計画）

令和 3 年（2021 年） 3 月

唐 津 市

目 次

第1章 計画の位置づけと期間	1
第2章 障がいのある人をめぐる現状	4
1. 法制度の主な動き	4
2. 障がいのある人の動向	5
(1) 障がいのある人の総数及び年齢別人数の推移	5
(2) 障がいのある人の等級別人数の推移	6
(3) 身体障がいのある人の部位別構成	7
(4) 難病患者の状況	8
3. アンケート調査結果にみる障がいのある人の状況	9
第3章 計画の基本課題	16
第4章 令和5年度（2023年度）の成果目標	18
1. 施設入所者の地域生活への移行	18
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	20
3. 地域生活支援拠点等の整備	20
4. 福祉施設から一般就労への移行	21
第5章 障がい福祉サービスの見込量と確保のための方策	25
1. 基本的考え方	25
2. 各事業の実績と第6期の見込量	25
(1) 訪問系サービス	25
(2) 日中活動系サービス	26
(3) 居住系サービス	29
(4) 相談支援事業	30
第6章 障がいのある子どもへの支援の充実	32
① 障がいのある子どもへの支援の現状と課題	32
(アンケート調査結果にみる障がいのあるお子さんとその保護者の状況)	34
② 障がいのある子どもへの支援の提供体制の整備等（成果目標）	40

③ 障がいのある子どもへのサービスの見込量と確保のための方策……………	41
第7章 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策……………	45
1. 各事業の実績と第6期の見込量……………	45
（1）相談支援事業……………	45
（2）成年後見制度利用支援事業……………	46
（3）コミュニケーション支援事業……………	47
（4）日常生活用具給付事業……………	48
（5）移動支援事業……………	50
（6）地域活動支援センター事業……………	51
（7）任意事業……………	52
第8章 計画の推進に向けて……………	58
1. 計画の推進のために……………	58
2. 計画の点検と評価……………	60

本計画では、原則として「障害」を「障がい」と表記することとします。ただし、法令や制度の名称など固有名詞が「障害」となっている場合や、文章の流れから「障害」と表記した方が適切な場合などについては「障害」と表記します。

第1章 計画の位置づけと期間

唐津市では、障害者基本法に基づく計画として、平成29年度からの10年間を計画期間とする「第2次唐津市障がい者基本計画」を策定し、『自立と思いやりのまち・からつ』を基本理念として、障がい福祉の施策を推進しています。

この「からつ自立支援プラン」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく「第6期障がい福祉計画」と、児童福祉法に基づく「第2期障がい児福祉計画」であり、令和3年度から令和5年度までを計画期間としています。

障がい福祉計画では、本市における障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の見込量や、サービス提供体制の確保・整備について定め、障がい児福祉計画では障がいのある子どもへのサービス提供体制の整備等について定めています。

○障害者総合支援法（市町村障害福祉計画）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他の法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

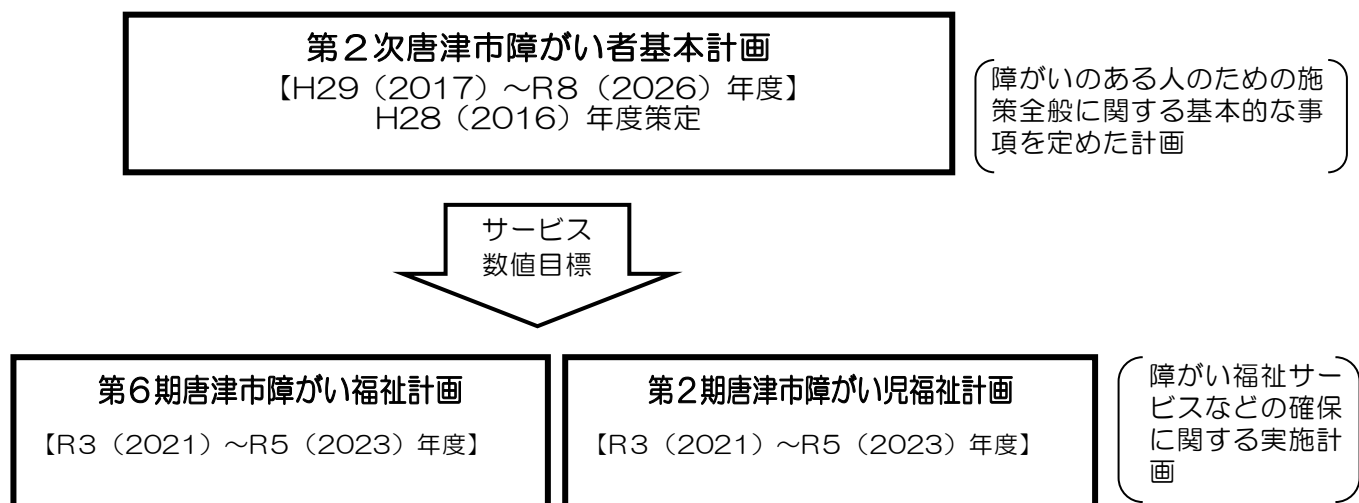
（以下省略）

○児童福祉法（市町村障害児福祉計画）

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

（以下省略）

■ 障がい者基本計画と本計画の関係



（参考）

障がい者基本計画の施策			本計画（関係事業の有無）	
			障がい福祉サービス	地域生活支援事業
権利を守っていきます	1	差別の解消及び権利擁護の推進		●
	2	行政サービスなどでの権利擁護のための配慮		●
自分らしい自立した生活を支援していきます	1	生活支援のための基盤づくり	●	●
	2	保健・医療サービスの充実	●	●
	3	雇用と就労の充実	●	●
	4	安心・安全対策の推進		●
社会参加の機会を充実させていきます	1	療育と教育の充実	●	●
	2	地域での交流やスポーツ・文化活動への参加の機会の充実		●
	3	生活環境の整備		●
	4	コミュニケーションの支援		●

■ 計画の期間

18 年度 (2006)	19 年度 (2007)	20 年度 (2008)	21 年度 (2009)	22 年度 (2010)	23 年度 (2011)	24 年度 (2012)	25 年度 (2013)	26 年度 (2014)
10 月	第 1 期計画		第 2 期計画			第 3 期計画		
		見直し			見直し			見直し

27 年度 (2015)	28 年度 (2016)	29 年度 (2017)	30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	2 年度 (2020)	3 年度 (2021)	4 年度 (2022)	5 年度 (2023)
第 4 期計画			第 5 期計画			第 6 期計画		
		見直し			見直し			見直し

前回策定した「からつ自立支援プラン」は、平成 30 年度（2018 年度）から令和 2 年度（2020 年度）までの見込量等を定めた第 5 期計画であり、今回の「からつ自立支援プラン」は、令和 3 年度（2021 年度）から令和 5 年度（2023 年度）までの見込量等を定める第 6 期計画です。

第2章 障がいのある人をめぐる現状

1. 法制度の主な動き

① 障害者総合支援法の施行（障害者自立支援法の改正）

平成24年6月に、「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」となり、平成25年4月に施行されました。改正内容としては、制度の谷間を埋めるべく、障がいのある人の定義に難病等を加えたこと、「障害程度区分」が必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改められたこと、及び重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが挙げられます。

② 障害者優先調達推進法の施行

（正式名称「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」）

平成25年4月に、国、都道府県、市町村による障がい者就労施設等からの物品調達の促進などに関し、障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定める「障害者優先調達推進法」が施行されました。この法律により、国や地方公共団体などに、障がい者就労施設などからの優先的な物品調達が義務付けられました。

③ 障害者差別解消法の施行

（正式名称「障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律」）

平成28年4月に、「障害者差別解消法」が施行されました。この法律により、行政機関等や事業者の障がいを理由とする不当な差別的取り扱いが禁止され、国や地方公共団体は差別を解消するための措置などを定めることが義務付けられました。

④ 障害者雇用促進法の改正 （正式名称「障害者の雇用の促進等に関する法律」）

「障害者雇用促進法」が改正され、平成28年4月に施行されました。改正内容は、障がいのある人に対する差別の禁止及び障がいのある人が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）の義務付け、苦情処理の努力義務及び紛争解決の援助などが挙げられます。

⑤発達障害者支援法の改正

「発達障害者支援法」が改正され、平成28年8月に施行されました。

改正内容は発達障がい者の早期発見、早期支援を行い、合わせて切れ目のない支援を行うこと、就労の機会に加え就労定着のための支援をすること、個々の発達障がいの特性に対する理解を深めるための普及、啓発に努めることなどが挙げられます。

⑥障害者総合支援法の改正

障がいのある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に対する支援の一層の充実を図るため、平成30年4月に改正されました。

改正内容としては、自立生活援助・就労定着支援の創設、重度訪問介護の訪問先の拡大、高齢で障がいのある人の介護保険サービスの円滑な利用ための見直しなどが挙げられます。

2. 障がいのある人の動向

(1) 障がいのある人の総数及び年齢別人数の推移

身体障がいのある人の推移（図表1）をみると、年齢層別では65歳以上の割合が目立ちます。年齢層では令和2年3月31日においては65歳以上が手帳所持者の75.4%を占めており、平成27年3月31日の71.7%と比較しますと高齢化の傾向にあることがわかります。

また、手帳所持者の対総人口比でみると、令和2年3月31日では5.37%となっています。

図表 1 身体障がいのある人の推移（身体障害者手帳所持者数）

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
手帳所持者計(a)	6,876	6,740	6,707	6,644	6,535	6,476
(18歳未満)	101	106	111	113	107	107
(18歳～64歳)	1,843	1,797	1,723	1,619	1,541	1,481
(65歳以上)	4,932	4,837	4,873	4,912	4,887	4,888
総人口(b)	126,820	125,608	124,431	123,107	121,890	120,513
対総人口比(a/b)	5.42%	5.37%	5.39%	5.40%	5.36%	5.37%

※各年3月31日現在。総人口は住民基本台帳人口

知的障がいのある人の推移（図表 2）をみますと、令和 2 年 3 月 3 1 日現在においては、18 歳以上の年齢層で増加傾向にあります。また、対人口比についても増加傾向にあります。

図表 2 知的障がいのある人の推移（療育手帳所持者数）

単位:人

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
手帳所持者計(a)	1,238	1,235	1,264	1,292	1,322	1,336
(18歳未満)	234	245	243	242	253	238
(18歳～64歳)	836	840	862	875	887	897
(65歳以上)	168	150	159	175	182	201
総人口(b)	126,820	125,608	124,431	123,107	121,890	120,513
対総人口比(a/b)	0.98%	0.98%	1.02%	1.05%	1.08%	1.11%

※各年3月31日現在。総人口は住民基本台帳

精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療（精神通院医療）受給者の推移（図表 3）をみますと、ここ数年は増加傾向にあります。平成 2 7 年 3 月 3 1 日と令和 2 年 3 月 3 1 日で比較しますと、手帳所持者数で 1.48 倍、自立支援医療受給者数で 1.33 倍と、どちらも増加傾向にあります。

図表 3 精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療受給者の推移

単位:人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
手帳所持者数	575	627	668	743	789	856
自立支援医療受給者	1,534	1,650	1,809	1,871	2,011	2,052

※各年3月31日現在。

（2）障がいのある人の等級別人数の推移

身体障がいのある人を等級別（図表 4）にみますと、令和 2 年 3 月 3 1 日現在で、「1 級」の人が 1,712 人、「2 級」の人が 884 人であり、1・2 級の重度障害の人は身体障害者手帳所持者中で 40%となっています。

また、知的障がいのある人では、令和 2 年 3 月 3 1 日で、療育手帳重度「A」の所持者数は療育手帳所持者中で 36%となっています。

図表 4 身体障がい者数及び知的障がい者数の等級別の推移

単位:人

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
身体障がい者(児)	1級	1,839	1,800	1,775	1,772	1,738	1,712
	2級	1,038	992	971	937	914	884
	3級	1,005	973	972	941	900	884
	4級	1,587	1,596	1,589	1,586	1,566	1,565
	5級	794	788	794	801	793	774
	6級	613	591	606	607	624	657
計		6,876	6,740	6,707	6,644	6,535	6,476
知的障がい者(児)	A	468	453	457	459	468	482
	B	770	782	807	833	854	854
計		1,238	1,235	1,264	1,292	1,322	1,336

※各年3月31日現在

(3) 身体障がいのある人の部位別構成

身体障がいのある人の障がい部位をみますと、「肢体不自由」が最も多く、令和2年3月31日現在では総数 6,476 人のうちの 55.6%に相当する 3,601 人となっています。次いで「内部障がい」が 1,695 人で 26.2%、「聴覚・平衡機能障がい」が 687 人で 10.6%、「視覚障がい」が 420 人で 6.5%、「音声・言語・そしゃく機能障がい」が 73 人で 1.1%となっています。

図表 5 身体障がいのある人の部位別構成の推移

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
身体障がい者(児)	視覚障がい	528	493	464	445	434	420
	聴覚・平衡機能障がい	651	627	640	652	662	687
	音声・言語・そしゃく機能障がい	67	74	75	73	74	73
	肢体不自由	3,979	3,859	3,818	3,772	3,681	3,601
	内部障がい	1,651	1,687	1,710	1,702	1,684	1,695
計		6,876	6,740	6,707	6,644	6,535	6,476

※各年3月31日現在

(4) 難病患者の状況

平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、障がいのある人の定義に新たに「難病等」を追加し、障害者総合支援法の対象となる疾病は令和元年7月1日現在で333疾病となりました。

本市での特定医療費（指定難病）受給者証の所持者は、令和元年度末には867人となり、増加傾向にあります。

図表 6 特定医療費（指定難病）受給者証所持者数など推移

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
特定医療費(指定難病)受給者証所持者数	804	878	903	797	834	867
小児慢性特定疾病医療受給者証所持者数	132	139	133	143	157	148

※資料提供:佐賀県(各年3月31日現在)

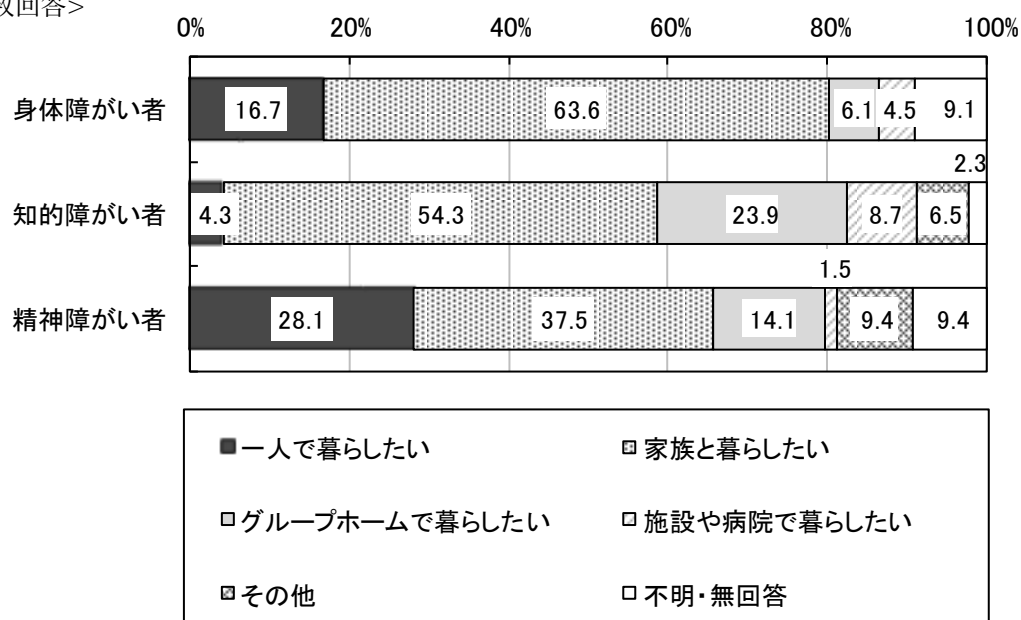
3. アンケート調査結果にみる障がいのある人の状況

第6期計画では、令和2年9月に本市が実施した『障害福祉計画策定のためのアンケート』の調査結果を参考にします。この調査結果のうち、主に地域生活への移行希望、福祉サービスのニーズ、現在の生活で困っていること・不安なこと、地域生活移行に伴う必要と思う条件、暮らしやすくするために充実してほしいことや就労に関する回答をこの計画の見込量算定の参考にします。

(1) これからあなたが望む暮らし方はどれですか？（1つに○印）

在宅：これから望む暮らし方

<単数回答>

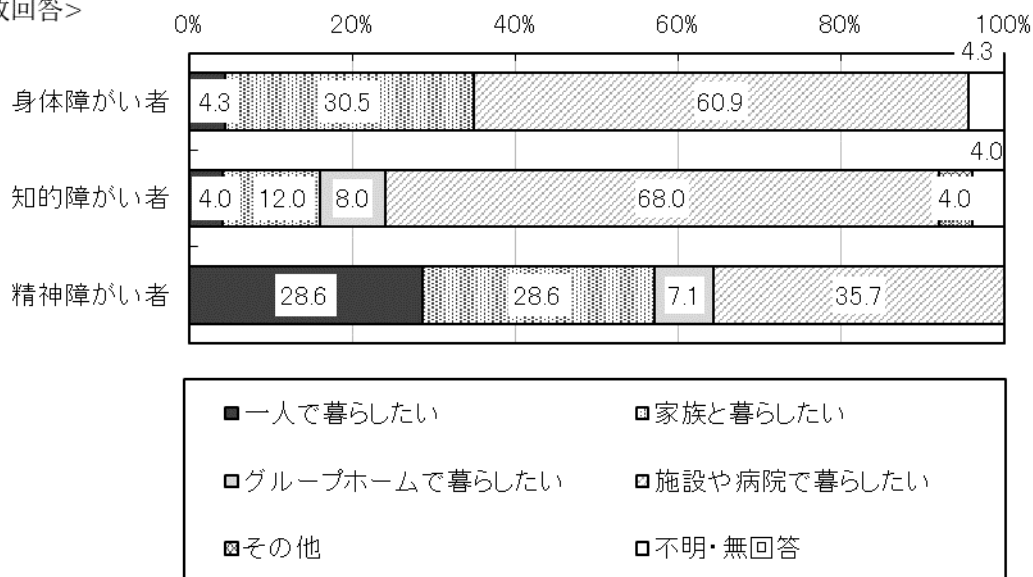


身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者のいずれにおいても、「家族と暮らしたい」（各 63.6%、54.3%、37.5%）が最も高くなっています。

精神障がい者では、「一人で暮らしたい」の割合が 28.1%と他の障がいと比べ高くなっています。

施設：これから望む暮らし方

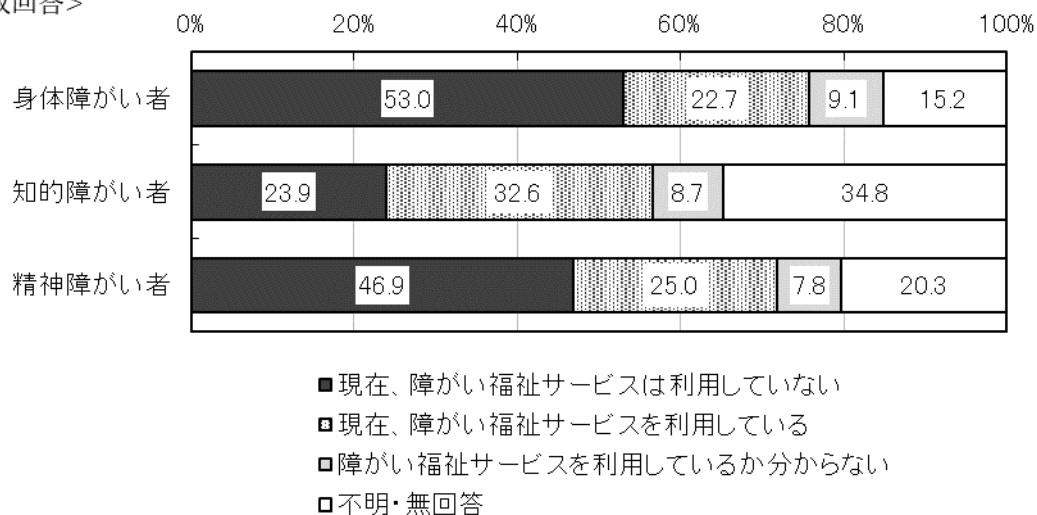
<単数回答>



身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者のいずれにおいても、「施設や病院で暮らしたい」（各 60.9%、68.0%、35.7%）が最も高く、継続的に施設や病院での入所（入院）を希望している人が多くなっています。

（２） 在宅：障がい福祉サービスを利用していますか？

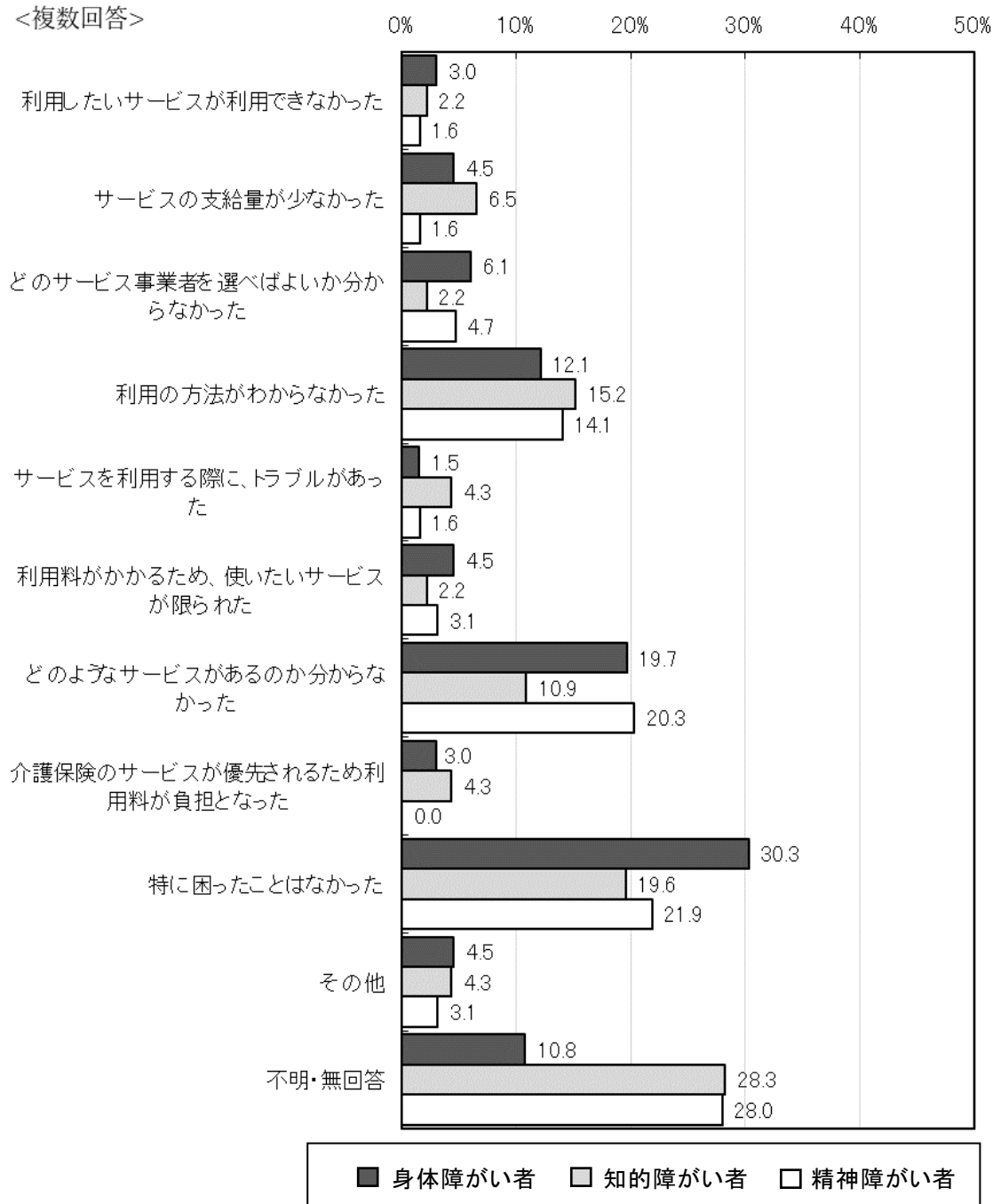
<単数回答>



身体障がい者、精神障がい者においては、「利用していない」（各 53.0%、46.9%）と最も高く、知的障がい者においては、「利用している」が 32.6%と最も高くなっています。

（３）障がい福祉サービスを利用するときに困ったことがありましたか？

<複数回答>



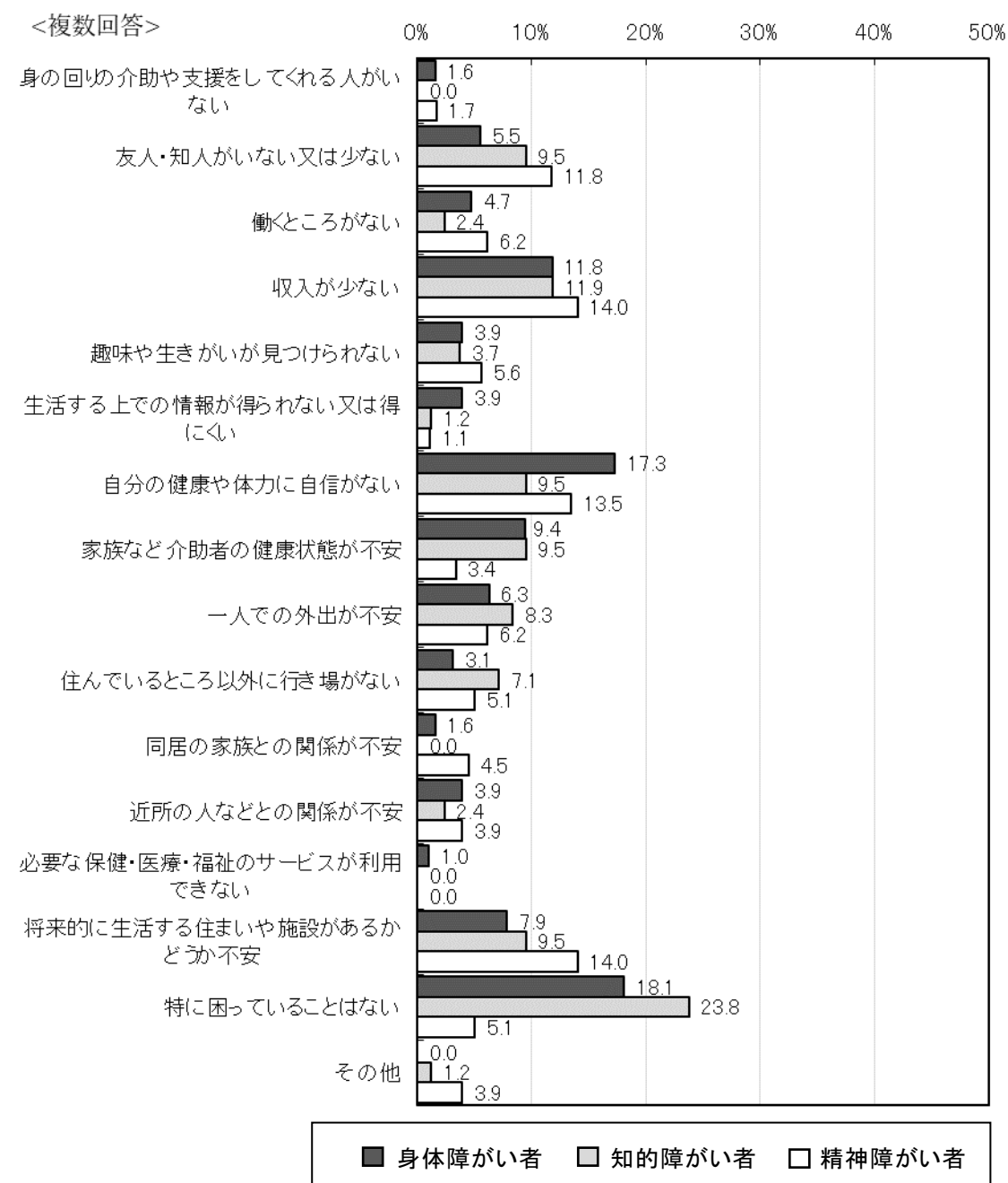
身体障がい者では、「特に困ったことはなかった」が30.3%と最も高く、次に「どのようなサービスがあるのか分からなかった」が19.7%と高くなっています。

知的障がい者では、同じく「特に困ったことはなかった」が19.6%と最も高く、次に「利用の方法がわからなかった」が15.2%と高くなっています。

精神障がい者では、他の障がいと同様に「特に困ったことはなかった」が21.9%と最も高く、次に「どのようなサービスがあるのか分からなかった」が20.3%と高くなっています。

（４）現在の生活で困っていることや不安なことについて

在宅：現在困っていることや不安なこと

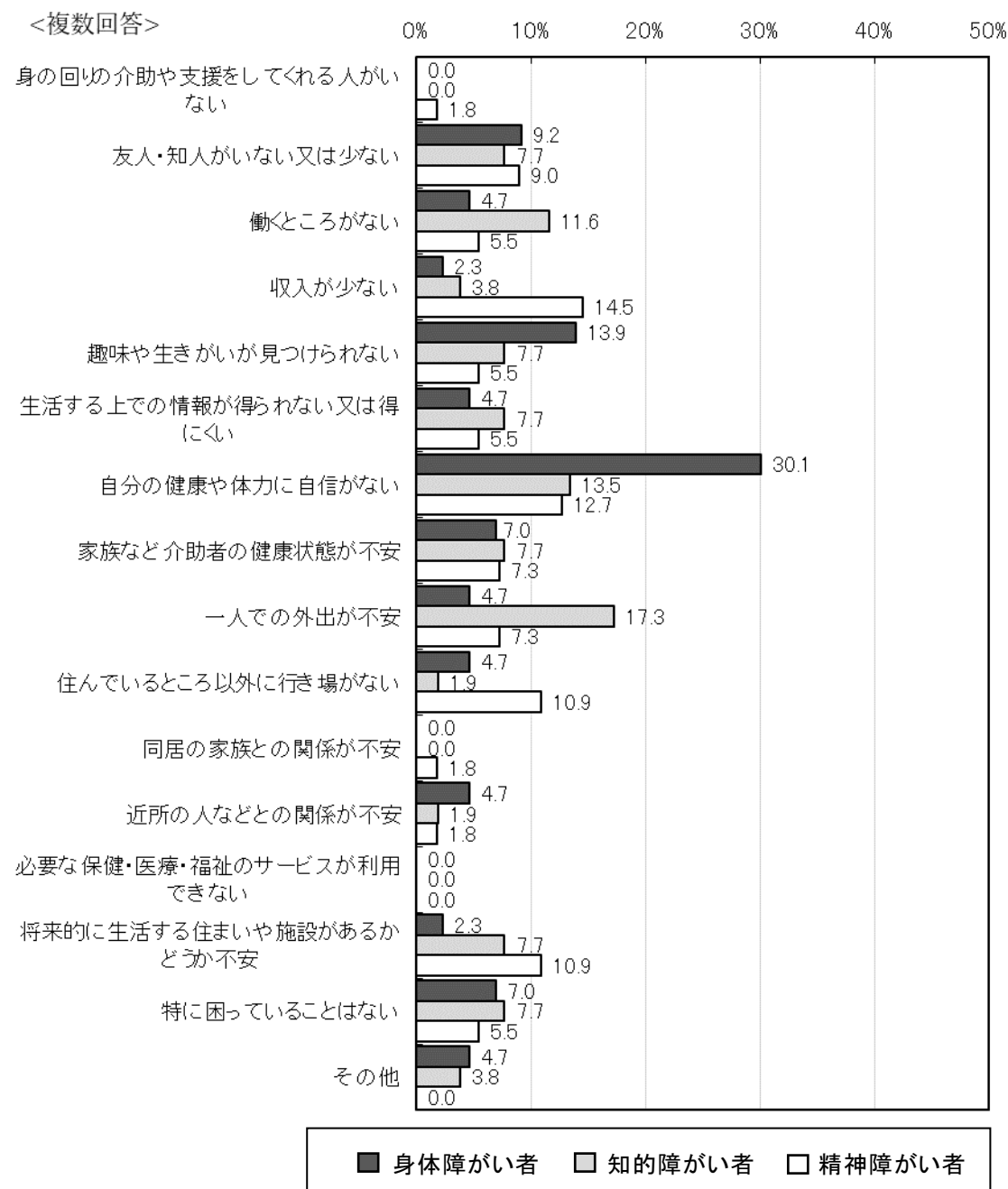


身体障がい者では、「特に困っていることはない」が 18.1%と最も高く、次に「自分の健康や体力に自信がない」が 17.3%となっています。

知的障がい者では、同じく「特に困っていることはない」が 23.8%と最も高く、次に「収入が少ない」が 11.9%となっています。

精神障がい者では、「収入が少ない」・「将来的に生活する住まいや施設があるかどうか不安」が同数で 14.0%と最も高くなっています。

施設：現在困っていることや不安なこと



身体障がい者では、「自分の健康や体力に自信がない」が 30.1%と最も高く、次に「趣味や生きがいが見つけれない」が 13.9%となっています。

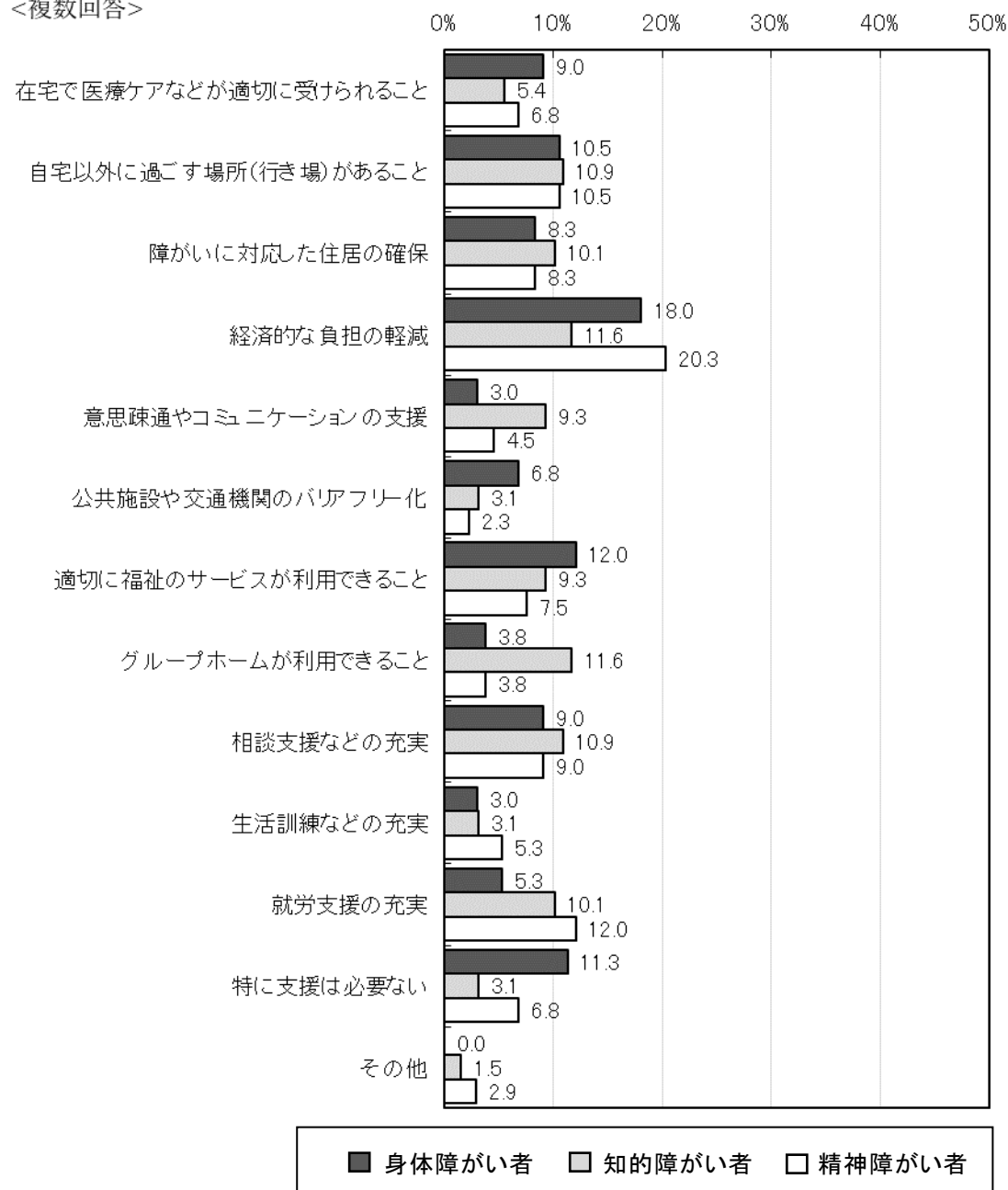
知的障がい者では、「一人での外出が不安」が 17.3%と最も高く、次に「自分の健康や体力に自信がない」が 13.5%となっています。

精神障がい者については、「収入が少ない」が 14.5%と最も高く、次に「自分の健康や体力に自信がない」が 12.7%となっています。

(5) 地域で生活を営むことを考えたとき、どのような支援があればよいと思いますか？

在宅：地域生活において求められる支援について

<複数回答>



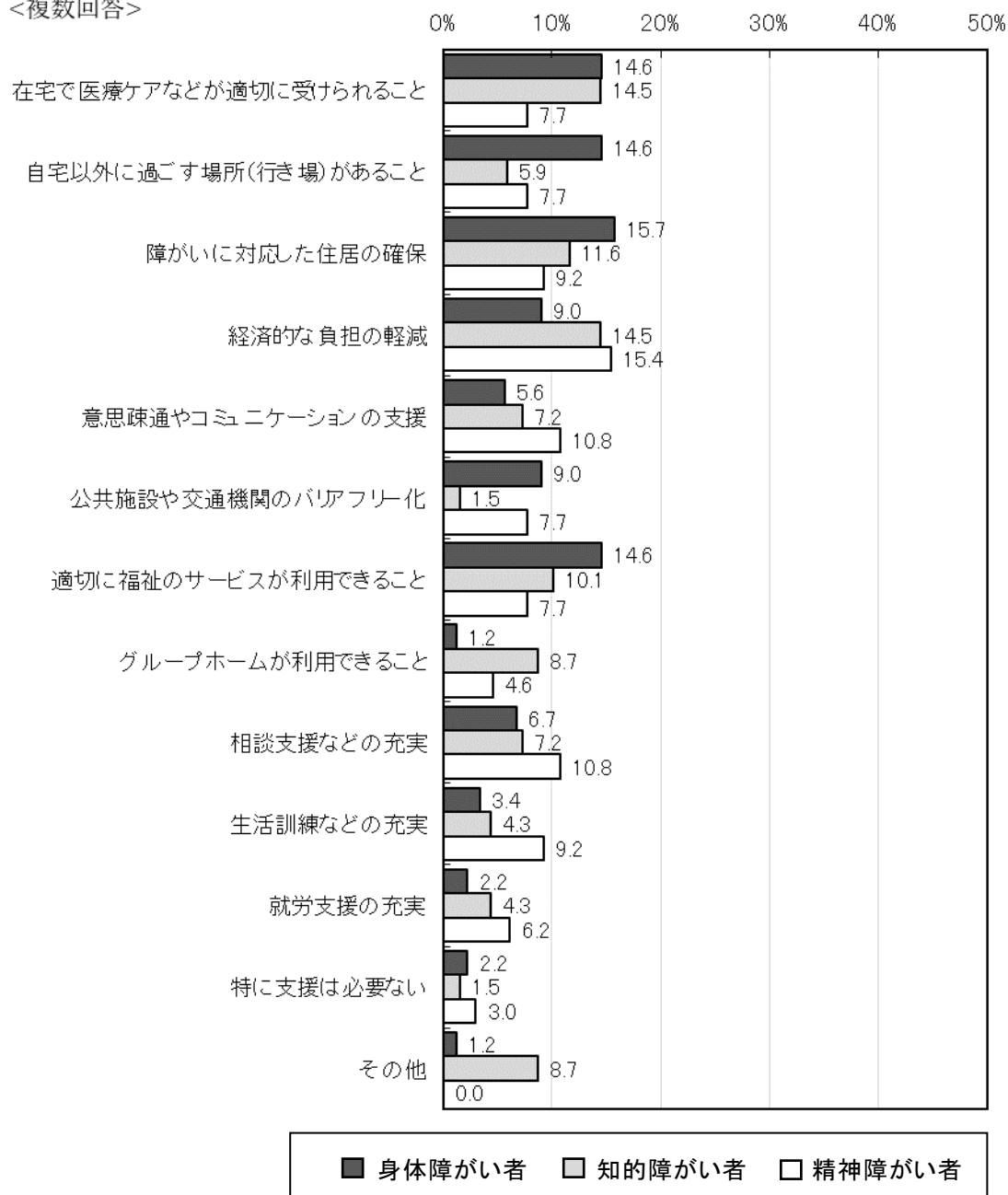
身体障がい者では、「経済的な負担の軽減」が18.0%と最も高く、次に「適切に福祉のサービスが利用できること」が12.0%となっています。

知的障がい者では、同じく「経済的な負担の軽減」・「グループホームが利用できること」が同数で11.6%と最も高くなっています。

精神障がい者では、他の障がいと同様に「経済的な負担の軽減」が20.3%と最も高く、次に「就労支援の充実」が12.0%となっています。

施設：地域生活において求められる支援について

<複数回答>



身体障がい者では、「障がいに対応した住居の確保」が 15.7%と最も高く、次に「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」・「自宅以外に過ごす場所（行き場）があること」・「適切に福祉のサービスが利用できること」が 14.6%となっています。

知的障がい者では、「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」・「経済的な負担の軽減」が同数で 14.5%と最も高くなっています。

精神身体障がい者では、「経済的な負担の軽減」が 15.4%と最も高く、次に「意思疎通やコミュニケーションの支援」・「相談支援などの充実」が 10.8%となっています。

第3章 計画の基本課題

この計画の策定に当たり実施しましたアンケート調査結果から、この計画の基本課題を次のとおり設定します。

① 相談支援体制の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を営むためには、相談や情報提供などの体制を整備し、必要とするサービスが的確に提供できるように支援することが必要です。

アンケートの調査結果では「どのようなサービスがあるか分からない」、「利用の方法が分からない」という意見が多く、市報やホームページなどによるサービス内容の周知を充実させ、必要な情報を届けることができるように取り組みます。

現在、本市に「唐津市障がい者相談支援センター」を設置しており、専門の相談員が様々な相談に応じ、課題の解決やサービス利用に向けて支援を実施しています。また、身近な場所で気軽に相談できるよう市内の各地域に障がいのある人のための相談員（障害者相談員）を配置しています。今後、障がいがある人が希望に沿った地域生活への移行ができるよう、保健、医療、教育、雇用などと連携を強化し、必要な支援をスムーズに受けることができるよう相談支援体制の充実に努めることが必要です。

こうした体制を維持・強化するとともに、適切な相談支援が実施できるように唐津市と玄海町で設置している北部地域自立支援協議会において、地域における障がいのある人に対する支援についての情報を共有し、関係機関が連携しながら相談支援体制の充実を目指していきます。

② 障がいのある人が暮らしやすい地域づくり

障がいがあっても、住み慣れた地域の中で働き、安心して暮らし続けられるよう、日中活動の場の確保、民間住宅やグループホームなどの確保など地域の受け皿を充実させることが必要です。

施設入所や入院されている障がいのある人で、一人暮らし、家族との同居、グループホームなどの共同生活により、地域生活を希望している人の割合は、身体障がいのある人で34.8%、知的障がいのある人で24%、精神障がいのある人で64.3%と

なっており、地域生活への移行を促進するため、退所後や退院後の地域での生活の定着支援体制を充実させていくことが必要です。

また、在宅の障がいのある人への生活支援として、障がい福祉サービスの利用支援に加え、医療的ケアが必要な人への支援体制の充実も求められています。また、年金や手当などの扶助制度や医療費の助成など経済的支援に関する行政からの情報提供や相談窓口を充実させることが必要です。

③ 障がいのある人の自立（就労）支援

就労することは、地域で安定した生活を送るための経済的な基盤の一つでもあり、自立や社会参加を促進することに繋がります。

一般就労の促進については、雇用関係機関と協力し、障がいのある人の能力や適性に応じた就労に関する情報や就労のための技能習得の機会を提供し、就労後の日常生活の支援の充実を図り、障がいのある人の職場定着を支援することが必要です。

あわせて、障がい福祉サービスの就労移行支援、就労継続支援、地域生活支援事業の地域活動支援センター等を通じた福祉的就労から一般就労への移行のほか、現在、市で実施している障害者就労支援事業、さらには障がいのある子どもの学校卒業後の一般就労に向けた体験就業や体験就業先の確保などによる支援を拡充していくとともに、事業主等に対する障がいのある人についての理解の推進、雇用に関する働きかけなどを更に行っていくことが必要です。

また、障がい者就労支援施設などで就労する障がいのある人の工賃の向上させるため、市が物品やサービスを調達する際に「障害者優先調達推進法」に基づき、優先的で積極的に発注するよう努めるとともに、物品等の販売等を支援していきます。

④ 新型コロナウイルスなどの感染症対策

新型コロナウイルスなどの感染症により、「生活面」での危機的状態や福祉サービス面での「感染予防対策」など、適切で迅速な対応が求められている状況にあります。

本市としましては、状況の推移を注視しながら、障がいのある人の安全・安心の確保を第一に考え、感染拡大防止のための周知・啓発や様々な支援に関する情報提供など、関係機関との連携を深めて対応に努めていきます。

第4章 令和5年度(2023年度)の成果目標

障がいのある人などの自立支援の観点から、入所施設から地域生活への移行や福祉的就労から一般就労への移行などの課題に対応するため、国が示した「基本指針」に基づき、令和5年度末に向けた成果目標を設定します。

1. 施設入所者の地域生活への移行

施設入所者のうち、自立訓練等のサービスを利用することで、グループホームや一般住宅に移行する人数を見込み、令和5年度末までに地域生活へ移行する人の数値目標を設定します。

【国の基本指針】

○令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行。

○令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減。

■ 令和5年度末における施設入所者の地域生活への移行目標

項 目	数値目標	備 考
入所者数 (A)	213人	令和2年3月31日現在の施設入所者数
【目標値】 地域生活移行者数(B)	13人	(A)のうち、令和5年度末までに地域生活へ移行する者の目標数
	6.1%	(B/A)
【目標値】 削減見込 (C)	4人	(A)のうち、令和5年度末までの施設入所者の削減見込数
	1.87%	(C/A)

■ 実績の分析・評価

第5期計画の目標では、令和2年度末における地域生活移行者数を22人（平成29年度末時点の施設入所者の9.3%）、入所者の削減見込を5人（平成29年度末時点の施設入所者数の2.1%）としていました。

令和元年度末における平成28年度末からの地域移行者数は14人で目標達成は厳しい状況ですが、入所者の削減数は11人となっており、目標を既に達成しています。

【参考】施設入所者等の推移

	新規入 所者数	累計 (A)	地域生活 移行者数 (移行率)	累計 (B)	退所 者数	累計 (C)	差引減少数 B+C-A (減少率)	現在入 所者数
18～25 年度末 までの総実績	96 人	96 人	65 人	65 人 (25.7%)	41 人	41 人	10 人 (4.0%)	243 人
26 年度末	14 人	110 人	1 人	66 人 (26.0%)	16 人	57 人	13 人 (5.1%)	240 人
27 年度末	14 人	124 人	5 人	71 人 (28.1%)	12 人	69 人	16 人 (6.3%)	237 人
28 年度末	16 人	140 人	5 人	76 人 (30.0%)	24 人	93 人	29 人 (11.5%)	224 人
29 年度末	12 人	152 人	3 人	79 人 (31.2%)	13 人	106 人	33 人 (12.0%)	220 人
30 年度末	8 人	160 人	7 人	86 人 (34.0%)	6 人	112 人	38 人 (15.0%)	215 人
令和元年度末	8 人	168 人	4 人	90 人 (35.6%)	6 人	118 人	40 人 (15.8%)	213 人

※移行率・減少率の基準となる人数は、平成 17 年 10 月 1 日現在の入所者数の 253 人です。

■ 今後の取り組み

地域に移行するためのグループホームなどの空き情報の提供や、利用できる各種在宅サービスの説明など、居住後の地域生活が安定するための相談支援体制を充実させていきます。

また、施設入所中に利用できるグループホームの体験利用や地域移行支援などのサービスを活用し、安心して地域生活に移行できるように努めます。

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が、安心して自分らしく地域で暮らすことができるよう、医療や障がい福祉などの関係機関と地域が一体となり支援していくために、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設け、連携しながら支援体制を作ります。本市におきましては、令和元年5月からシステムを構築し、運用を行っています。

【国の基本指針】

〇市町村又は圏域ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定。

■ 令和5年度末の目標値

目 標	考 え 方
協議の場の年間開催数	保健福祉事務所や自立支援協議会をはじめとする関係機関による協議の場を、2か月に1回程度定期的に行うことができるよう努める。

■ 今後の取り組み

精神障がいのある人が地域で自立した生活が送れるよう、退院に向けた相談から住まいの確保まで支援を行う相談体制を充実させるとともに、関係機関による協議の場を定期的に行い、連携を取りながら地域での受け入れ体制の整備を充実させていきます。また、精神障がいに対する理解を深めるための啓発に取り組めます。

3. 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人が、住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう、居住支援の機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を地域の実情により整備し、障がいがある人の生活を地域全体で支える体制を目指します。

【国の基本指針】

〇令和5年度（2023年度）末までに、各市町村または各圏域に少なくとも1つ整備する。

■ 令和5年度末の目標値

目 標	考 え 方
1箇所（面的整備）	地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、少なくとも1つを整備する。

■ 今後の取り組み

現在、北部地域自立支援協議会において「地域生活支援拠点等整備検討部会」を設け、利用者のニーズ、相談支援体制、社会資源の整備状況等、地域の実情に応じた拠点整備のために協議を進めており、既存の社会資源を活用し、地域において機能を分担する面的整備に取り組んでいます。

整備内容の協議については、北部地域自立支援協議会において継続して行い、面的整備の具体化を進めます。

4. 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度末まで一般就労に移行する者の数値目標を設定します。

【国の基本指針】

- 福祉施設から一般就労への移行実績を令和元年度実績の1.27倍とする。
- 就労移行支援事業から一般就労への移行実績を令和元年度実績の1.30倍とする。
- 就労継続支援A型事業 一般就労への移行実績を令和元年度実績の概ね1.26倍とする。
- 就労継続支援B型事業 一般就労への移行実績を令和元年度実績の概ね1.23倍とする。
- 就労定着支援事業利用者 一般就労移行者のうち、7割以上の利用とする。
- 就労定着支援事業の定着率 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

■ 福祉施設から一般就労への移行者数の目標

項 目	数値目標	備 考
年間一般就労移行者数 （令和5年度）	14人	国の基本指針と唐津市総合計画を踏まえて設定。

■ 一般就労移行者数の内訳

	身体障がい者		知的障がい者		精神障がい者		計
18～25年度末までの実績	8人	(省略)	42人	(省略)	5人	—	55人
26年度	1人	唐津ひかり工房	1人	九千部学園	1人	カーマン	10人
	1人	佐賀よどひめ工房	1人	唐津ひかり工房	1人	唐津ひかり工房	
			2人	キリッと	1人	いろえんぴつ	
					1人	ソラシド	
27年度	1人	ピノキオ	1人	九千部学園	1人	いろえんぴつ	9人
	1人	佐賀よどひめ工房			1人	ソラシド	
	1人	ゆうゆう			1人	イエローキッチン	
	1人	てんとうむし			1人	サカセル	
28年度	1人	つくっちゃんおう	2人	九千部学園	1人	パンちゃん	8人
			1人	ゆうゆう	1人	ウェルビー福岡	
			1人	サカセル	1人	ビーハウス	
29年度	1人	サカセル	1人	九千部学園	1人	アイエスエフ ネットライフ佐賀	8人
	1人	まや	1人	いろえんぴつ	1人	サカセル	
			1人	つくっちゃんおう	1人	つくっちゃんおう	
30年度	1人	つくっちゃんおう	1人	いぶき村	1人	ソラシド	13人
	1人	アイリス	1人	パンちゃん	1人	あおば	
			1人	カーマン	1人	唐津福祉作業所	
			1人	アイリス	1人	木の実	
					1人	いずもの会	
					2人	ビーハウス	
元年度	1人	あおば	1人	ケアキホーム ほのぼの	1人	佐賀みょうが塾	13人
	1人	くくり	1人	アイリス	1人	ばれっと	
			1人	パンちゃん	1人	アイリス	
			3人	九千部学園	1人	LITALICO ワークス天神	
					1人	ビーハウス	

■ 就労移行支援事業から一般就労への移行の目標（１．３０倍）

項 目	令和元年度（実績）		令和5(2023)年度（目標値）	
一般就労への 移行者数	就労移行支援	一般就労	就労移行支援	一般就労
	52人	6人	103人	8人

■ 就労継続支援A型事業から一般就労への移行の目標（概ね１．２６倍）

項 目	令和元年度（実績）		令和5(2023)年度（目標値）	
一般就労への 移行者数	就労継続支援 A型	一般就労	就労継続支援 A型	一般就労
	91人	2人	115人	3人

■ 就労継続支援B型事業から一般就労への移行の目標（概ね１．２３倍）

項 目	令和元年度（実績）		令和5(2023)年度（目標値）	
一般就労への 移行者数	就労継続支援 B型	一般就労	就労継続支援 B型	一般就労
	429人	4人	528人	5人

■ 就労定着支援事業利用者（一般就労移行者のうち７割利用）

項 目	令和5年(2023)年度 （見込）	令和5(2023)年度 （目標値）
就労定着支援事業 利用者数	一般就労	就労定着支援事業利 用者数
	16人	11人

■ 就労定着支援事業の定着率

項 目	数値目標
就労定着支援事業所のうち、就 労定着率が８割以上の事業所を 全体の７割以上とする	1事業所

■ 今後の取り組み

一般就労は、障がいのある人の自立の基盤であり、「北部地域自立支援協議会」の「就労支援部会」を中心に、ハローワークや障がい者就労支援事業所などと連携し、能力開発や訓練機会の拡充など、一人ひとりのニーズに応じた就労支援が行えるよう体制を整備していきます。

また、一般就労を継続するための就労後の定着支援や相談支援の体制を充実させていきます。

第5章 障がい福祉サービスの見込量と確保のための方策

1. 基本的な考え方

障害者総合支援法に基づくサービスは、大きく「自立支援給付」と市町村事業の「地域生活支援事業」に区分されます。

この章では、自立支援給付（補装具及び自立支援医療を除く。）に含まれる各サービスについて、国の「基本指針」に沿って①訪問系サービス、②日中活動系サービス、③居住系サービス、④相談支援事業に分け、第6期の見込量を算出します。

2. 各事業の実績と第6期の見込量

第5期からつ自立支援プランの見込量と実績を比較しやすいように、各図表の左上段に平成30年度～令和2年度の見込量を、左下段に平成30年度・令和元年度の実績^{※1}を記載しています。

この計画で定める令和3年度から令和5年度までの見込量は右上段に記載しています。

※1「実績」は毎年度4月～3月の年間の平均による

（1）訪問系サービス

訪問系サービスとは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援の5つのサービスです。

居宅等を訪問し、身体介護や家事援助を行ったり、外出支援を行ったりすることにより、地域で生活する障がいのある人の日常生活を支援します。

■ 訪問系サービスの見込と実績（1月当たり）

区 分			第5期計画			第6期計画		
			30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
居宅介護等	見込	人	155	161	167	162	165	168
		時間/月	2,745	2,775	2,805	2,731	2,788	2,853
	実績	人	137	130				
		時間/月	2,340	2,632				

■ 実績の評価・課題及び第6期の見込量について

平成30年度、令和元年度においては利用者の転出などにより見込量を下回っています。

令和3年度から令和5年度までは、過去の実績を基に、伸び率や施設入所者等の地域生活移行に伴うサービス利用等を考慮し、見込んでいます。

■ 見込量確保のための方策

訪問系サービスについては、量的には確保されていますが、障がいのある人のニーズや障がいの特性に応じたより適切なサービスが提供されるよう、今後もサービス提供事業者や関係機関と連携強化し、体制整備に努めます。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスとは、通所等により必要な介護や訓練など、日中の活動を支援するサービスです。

■ 日中活動系サービスの見込と実績（1月当たり）

区 分			第5期計画			第6期計画		
			30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
生活介護	見込	人	365	370	380	332	320	309
		人日	6,935	7,030	7,220	6,348	6,253	6,159
	実績	人	357	343				
		人日	6,595	6,538				
自立訓練 (機能訓練)	見込	人	2	2	2	2	2	2
		人日	20	20	20	22	22	22
	実績	人	1	2				
		人日	9	22				
自立訓練 (生活訓練)	見込	人	10	10	10	8	8	8
		人日	170	170	170	128	128	128
	実績	人	8	4				
		人日	148	89				
就労移行 支援	見込	人	26	32	40	73	87	103
		人日	447	550	688	897	1,233	1,695
	実績	人	23	27				
		人日	385	474				

区 分			第 5 期計画			第 6 期計画		
			30 年度	令和 元年度	2 年度	3年度	4年度	5年度
就労継続 支援 (A 型)	見込	人	80	86	92	85	82	80
		人日	1,520	1,548	1,656	1,390	1,390	1,390
	実績	人	75	73				
		人日	1,421	1,390				
就労継続 支援 (B 型)	見込	人	324	344	364	496	533	573
		人日	5,508	5,848	6,188	7,364	7,990	8,669
	実績	人	376	375				
		人日	5,736	6,255				
就労定着 支援	見込	人	1	2	3	4	5	6
	実績	人	1	2				
療養介護	見込	人	42	43	43	45	45	45
	実績	人	43	47				
短期入所	見込	人	50	54	58	95	97	99
		人日	400	432	464	407	413	419
	実績	人	53	55				
		人日	375	395				

■ 実績の評価・課題及び第 6 期の見込量について

【生活介護】

平成 30 年度、令和元年度においては、転出や死亡などにより見込量を下回っています。

第 6 期の見込量については、過去の実績を基に、伸び率等を考慮し、見込んでいます。

【自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）】

自立訓練（機能訓練）については、市内に事業所はありませんが、市外の事業所の利用があります。自立訓練（生活訓練）については、県立九千部学園等の利用が減少しています。

第 6 期の見込量については、過去の実績を基に、伸び率等を考慮し、見込んでいます。

【就労移行支援】

平成 30 年度、令和元年度においては、サービス提供事業所が少ないこともあり、見込量を下回っています。

就労移行支援については、一般企業への就労へつなげる知識及び能力向上のために必要な事業であり、市内に事業所を確保していくことが課題となります。

第6期の見込量については、障がいのある人の自立を支援する観点からサービスの充実が必要であるため、過去の実績を基に、伸び率等や新規事業所の開設などを考慮し、見込んでいます。

【就労継続支援A型】

平成30年度、令和元年度は、市内にサービス事業所が少ないこともあり、見込量を下回っております。

第6期の見込量については、過去の実績を基に、伸び率や新規事業所の開設などを考慮し、見込んでいます。

【就労継続支援B型】

平成30年度、令和元年度は、新規利用者の増加により実績が見込量を上回っております。

第6期の見込量については、過去の実績を基に、伸び率や新規事業所の開設などを考慮し、見込んでいます。

【就労定着支援】

平成30年度からの新規事業であり、一般就労へ移行した障がいのある人について、就労を伴う生活面の課題に対し、企業や自宅等への訪問等により必要な連絡調整や指導・助言を行い、就労の定着を支援するサービスです。

第6期の見込量については、一般就労への移行者数の実績や就労移行支援の利用者数を考慮し、見込んでいます。

【療養介護】

療養介護の利用者は平成30年度から微増であり、受け入れる施設も限られていることから、令和2年度の利用についても令和元年度と同量程度と見込まれます。

第6期の見込量については、過去の実績を基に、見込んでいます。

【短期入所】

平成30年度、令和元年度の実績については、見込量を下回っておりますが、地域移行への促進などに伴い、養護者のレスパイト(※)や緊急時の対応として、利用の増加が考えられるため、第6期の見込量については、過去の実績を基に、見込んでいます。

※「レスパイト」とは…障がいのある人などを在宅で介護している家族の心身の疲労を回復させるための休養

■ 見込量確保のための方策

日中活動系サービスについては、利用者の状況に応じて居住系サービスと組み合わせて利用することができるため、今後も多様なサービス利用の要望に対応ができるよう、引き続きサービス提供事業者と連携して、その提供量の確保に努めます。

就労支援については、北部地域自立支援協議会就労支援部会を通して、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、各サービス提供事業所、教育関係等の各機関の就労支援事例を通して課題と対策を検討しながら、各機関における就労支援活動の情報を共有し、関係機関との連携を行います。

また、市としても、唐津特別支援学校などからの職場体験実習受け入れを継続するとともに、障害者就労支援事業を実施し、訓練の場を提供することにより、就労に結びつくよう努めます。

短期入所については、成果目標としている「地域生活支援拠点等」の整備と合わせて、緊急時の利用など、事業者と協議・連携し、安心して短期入所が利用できる体制づくりを目指します。

（３）居住系サービス

居住系サービスとは、主に夜間においてグループホームや施設などにおいて、必要な援助を提供するサービスであり、平日の日中は、日中活動系サービス等を利用されています。平成 30 年 4 月からは新たなサービスとして「自立生活援助」が加わりました。

■ 居住系サービスの見込と実績（1 月当たり）

区 分			第 5 期計画			第 6 期計画		
			30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
共同生活援助	見込	人	165	175	185	201	210	219
	実績	人	155	163				
施設入所支援	見込	人	237	235	232	214	207	200
	実績	人	229	225				
自立生活援助	見込	人	1	2	3	1	2	3
	実績	人	0	0				

■ 実績の評価・課題及び第 6 期の見込量について

【共同生活援助】

平成 30 年度、令和元年度は、実績が見込量を下回っています。

しかしながら、今後は、グループホームへの入居希望者は増えると予想されることから、支給量に伴う居室の確保が課題となります。

第6期の見込量については、施設や病院から地域へ移行する人、家族同居から独立する人などの増加や過去の実績を基に、伸び率等を考慮し、見込んでいます。

【施設入所支援】

平成30年度、令和元年度の実績については、見込量を下回っております。国の基本指針では、地域生活への移行を進めていくこととされており、第6期の見込量については、令和元年度の入所者数を基に地域生活移行者、退所者及び新規入所者を考慮し、見込んでいます。

【自立生活援助】

平成30年度からの新規サービスであり、施設入所やグループホームを利用していた人を対象に、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談、助言等を行います。第6期の見込量については、地域移行者数の実績や地域移行支援の利用者数を考慮し、見込んでいます。

■ 見込量確保のための方策

共同生活援助については、施設からの退所や病院からの退院など、障がいのある人が自立を目指して地域生活へ移行するための重要な基盤の一つとなっています。そのため、広域的な調整をしながら、サービスの質の向上と適切な情報提供に努めます。

また、施設入所者の地域移行と在宅で生活している人の安定した地域生活の継続のために、自立生活援助の利用を推進するとともに、相談支援の充実と在宅福祉サービスの拡充に取り組みます。あわせて、地域との連携・交流や社会参加を促進しながら、地域住民に対し、障がいのある人への理解を促していきます。

（４）相談支援事業

相談支援事業は、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援の3つのサービスです。

計画相談支援は、障がい福祉サービス等を利用するための利用計画の作成や見直しを行います。

地域移行支援は、施設に入所している人や入院している精神障がいの人の地域移行のための相談支援です。地域定着支援は、居宅で単身で生活する障がいのある人が地域生活を継続するための支援を行います。

■ 相談支援の見込と実績（1月当たり）

区 分			第 5 期計画			第 6 期計画		
			30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計画相談支援	見込	人	99	105	111	236	283	340
	実績	人	132	164				
地域移行支援	見込	人	2	3	4	9	14	21
	実績	人	1	2				
地域定着支援	見込	人	2	3	4	1	2	3
	実績	人	0	0				

■ 実績の評価・課題及び第6期の見込量について

平成30年度、令和元年度は計画相談支援が見込量を上回っています。

サービス等利用計画は、障がい福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障がいのある人が対象です。第6期の見込量については、利用者または家族などが作成する「セルフプラン」から計画相談支援に移行することや、新規事業所の開設などを考慮し、見込んでいます。

地域移行支援は、見込量が下回っていますが、国の方針に則して、利用者の増加を見込んでいます。

地域定着支援は、平成30年度、令和元年度実績がないものの、地域移行への進展を踏まえ、利用者の微増を見込んでいます。

■ 見込量確保のための方策

平成27年度から障がい福祉サービス利用対象者において、サービス等利用計画作成が必須化しているため、県と連携し、指定特定相談支援事業者の確保に努めます。

また、利用者に対し、本事業の周知を図るとともに、「北部地域自立支援協議会相談支援部会」を中心に困難事例等の検討を行うなど、相談支援専門員の連携強化や体制の充実を目指していきます。

第6章 障がいのある子どもへの支援の充実

① 障がいのある子どもへの支援の現状と課題

障がいのある子どもにとって、できるだけ早期から周囲の理解を得ながら適切な療育や教育を受けることが重要であり、障がい児通所支援事業所や保育所・幼稚園・学校などが連携をし、乳幼児期から成人期までのライフステージを通じた切れ目のない支援が提供できる体制を充実させていくことが必要です。

令和2年9月に実施した「障がいのあるお子さんの福祉に関するアンケート」では、保護者が相談する場所は「学校や保育園、幼稚園」が最も多く、次に「家族、親族、友人など」となっています。

保育園や学校に通う上で保護者が求める支援は「障がいや発達課題に対する教師や他の児童・生徒の理解と配慮」が最も多く、次に「学習支援や介助など活のサポート」となっています。

福祉サービスに関する項目では、サービスを利用している子どもの保護者のうち79%が「満足している」という回答でしたが、自由意見では「利用できる事業所が少ない」、「利用できる日数・時間が少ない」という意見があり、身近な地域で必要な支援が受けられる体制の充実が必要となっています。

保護者が望まれる支援については「障がいや発達課題、あるいは利用できる福祉サービスなどの支援について学び考える機会」を設けることや「家計に対する支援」が必要という意見が多くなっています。

自由意見では、「色々な情報を色々な場所で発信してほしい」、「就労継続支援A型事業所が少ないように感じる」、「相談しやすい場所、息抜きできる場所が身近にあればよい」、「全ての障がいに対する理解が深まるとよい」、「放課後等デイサービスや日中一時支援事業所、短期入所事業所がもっと増えればよい」、「子どもにとって家ではないところの居場所があれば助かる」、「親同士がコミュニケーションをとりあえる親の会などの交流の場があればよい」などの意見がありました。

■ 取り組みの方向性

①療育支援体制の充実

児童発達支援センターを中心に、児童発達支援事業所等の関係機関との連携を強化し、早い時期からの療育支援を充実させていきます。

また、療育支援の場の確保として、日中一時支援事業などの利用や近隣市町の児童発達支援事業所等にも協力を求めながら、障がいのある子どもの受け入れ体制を充実させていきます。

②連携体制の強化

障がいのある子どもへの支援を充実させるための協議を行う「北部地域自立支援協議会子ども支援部会」をはじめ、教育、保健、福祉、障がい児通所支援事業所などによる関係機関との連携を強化していきます。就学前の療育から教育への円滑な移行や支援体制を充実をさせていきます。

③「サポートファイル」活用の推進

「北部地域自立支援協議会子ども支援部会」ではライフステージを通じた支援に活用できる「サポートファイル」を作成しています。

家族や関係機関が情報を共有し、ライフステージを通じた切れ目のない支援をするために活用を推進していきます。

④相談支援体制の充実

障がい者相談支援センター、児童発達支援センター、指定障害児相談支援事業所による療育方法などの情報連携や相談支援により、障がいのある子どもとその家族の不安の解消に努めます。

また、障がいの気づきの段階での相談窓口などの情報提供や、専門的な相談対応など、相談支援体制の整備に努めていきます。

⑤特別な支援が必要な障がいのある子どもに対する支援

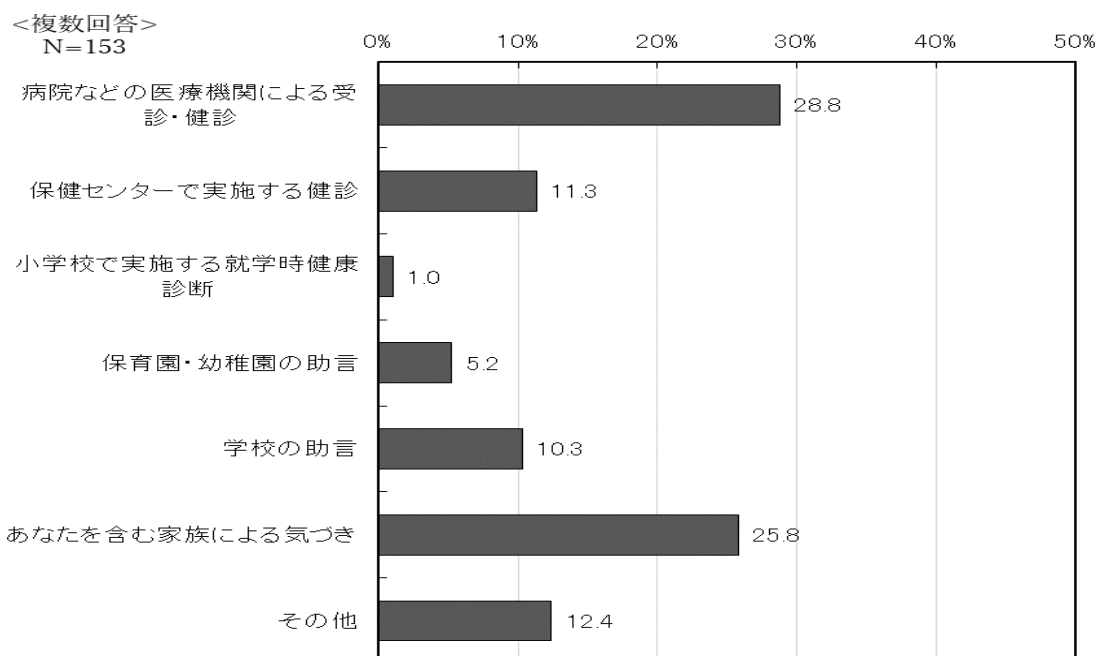
痰の吸引、経管栄養等の医療的ケアを常時必要とする重度の障がいのある子どもが地域で継続して在宅生活を送ることができるよう、医療機関などとの連携を基に、医療的ケアの提供体制の整備を進めていきます。

また、佐賀県が実施する「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」の受講による支援の利用を総合的に調整できる人材の配置を目指していきます。

アンケート調査結果にみる障がいのあるお子さんと その保護者の状況

第2期計画では、令和2年9月に本市が実施した『障がいのあるお子さんの福祉に関するアンケート』の調査結果を参考にします。この調査結果のうち、障がいや発達課題に気づいたきっかけ、困ったときの相談先、保育所などに通う上で求めていること、福祉サービスの利用についての満足度、福祉サービスを利用していない理由、家族に対する必要な支援、子どもが過ごす環境にとって大切なものに関する回答をこの計画の見込量算定の参考にします。

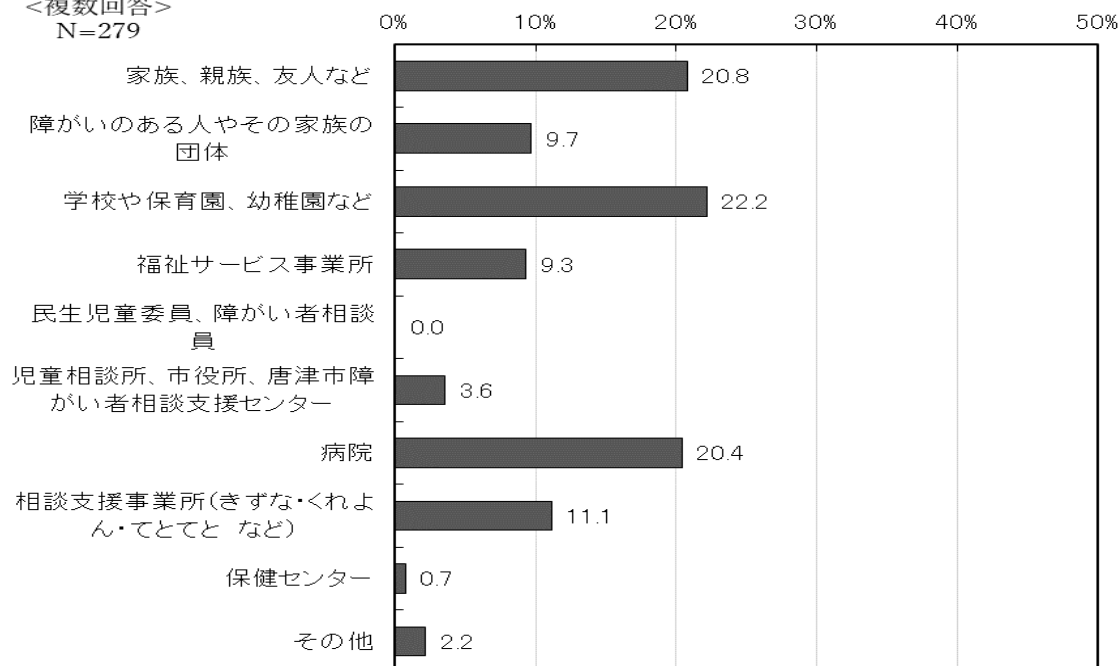
(1) お子さんの障がいや発達課題などに気づいたきっかけは何でしたか？（当てはまるもの全てに○）



障がいや発達課題などに気づいたきっかけでは、「病院などの医療機関による受診・健診」が28.8%と最も高く、次に「あなたを含む家族による気づき」が25.8%となっています。

(2) あなたやお子さんは、現在どこに（誰に）相談をしていますか？（当てはまるもの全てに○）

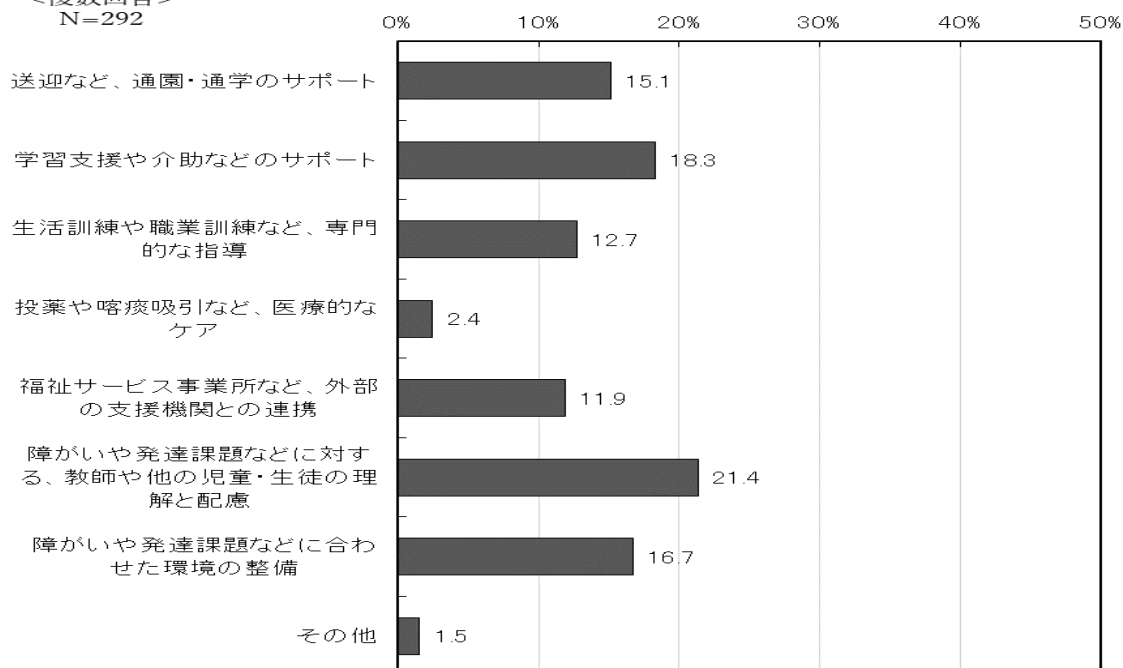
<複数回答>
N=279



どこに（誰に）相談をしていますかでは、「学校や保育園、幼稚園など」が22.2%と最も高く、次に「家族、親族、友人など」が20.8%となっています。

(3) 保育園などにお子さんが通う上で、あなたが求めていることを教えてください。（当てはまるもの全てに○）

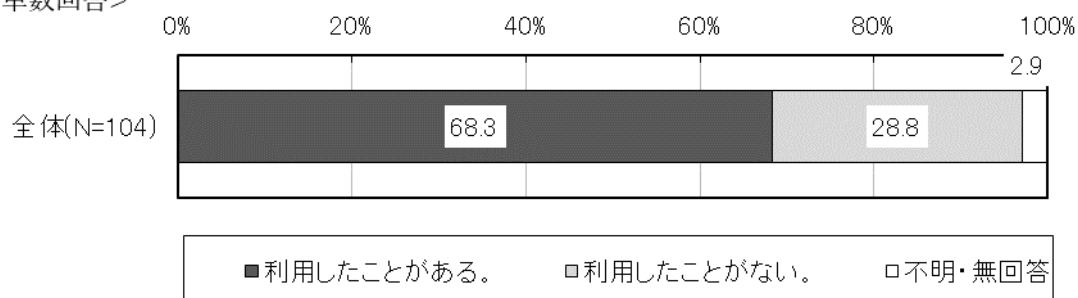
<複数回答>
N=292



お子さんが通う上で、あなたが求めていることでは、「障がいや発達課題などに対する、教師や他の児童・生徒の理解と配慮」が21.4%と最も高く、次に「学習支援や介助などのサポート」が18.3%となっています。

**(4) お子さんは福祉サービスを利用していますか？または利用したことがありますか？
(1つだけ○)**

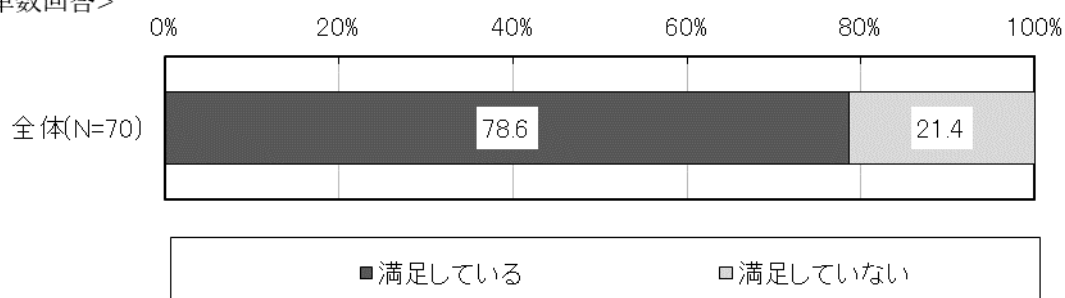
<単数回答>



福祉サービスを利用していますか。または利用したことがありますかでは、「利用したことがある」が68.3%と約7割を締めているのに対し、「利用したことがない」が28.8%と約3割の人が利用したことがない状況です。

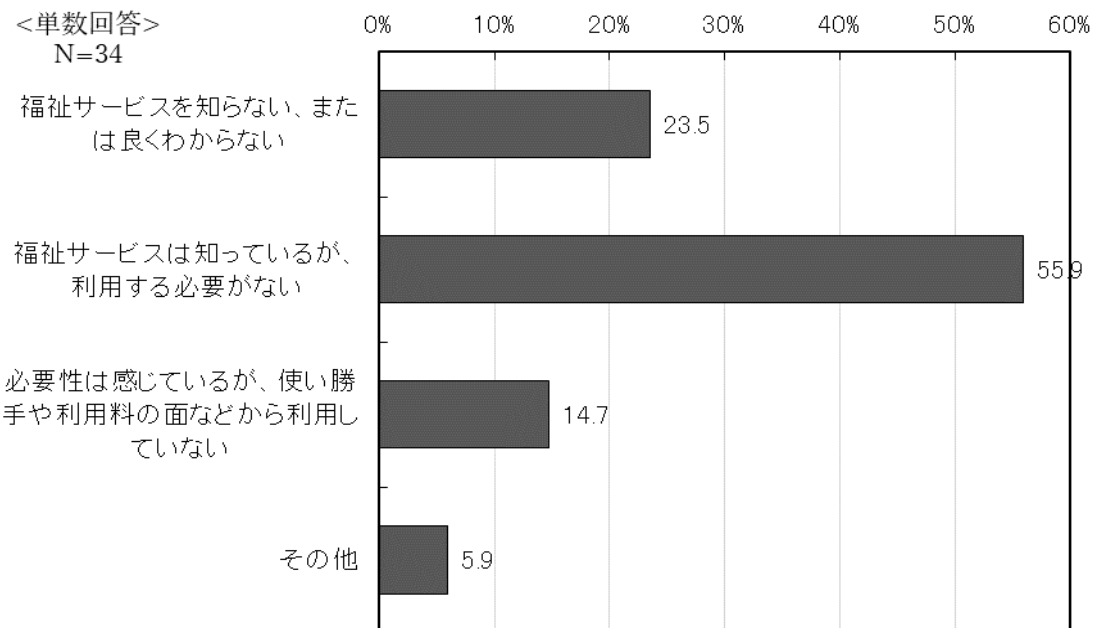
(5) (4) で「1. 利用したことがある。」を選んだ方にお聴きします。福祉サービスを利用してみてどう思いましたか？ (1つだけ○)

<単数回答>



福祉サービスを利用してみてどう思いましたかでは、「満足している」が78.6%と高いものの、「満足していない」が21.4%と約2割の人が満足していない状況です。

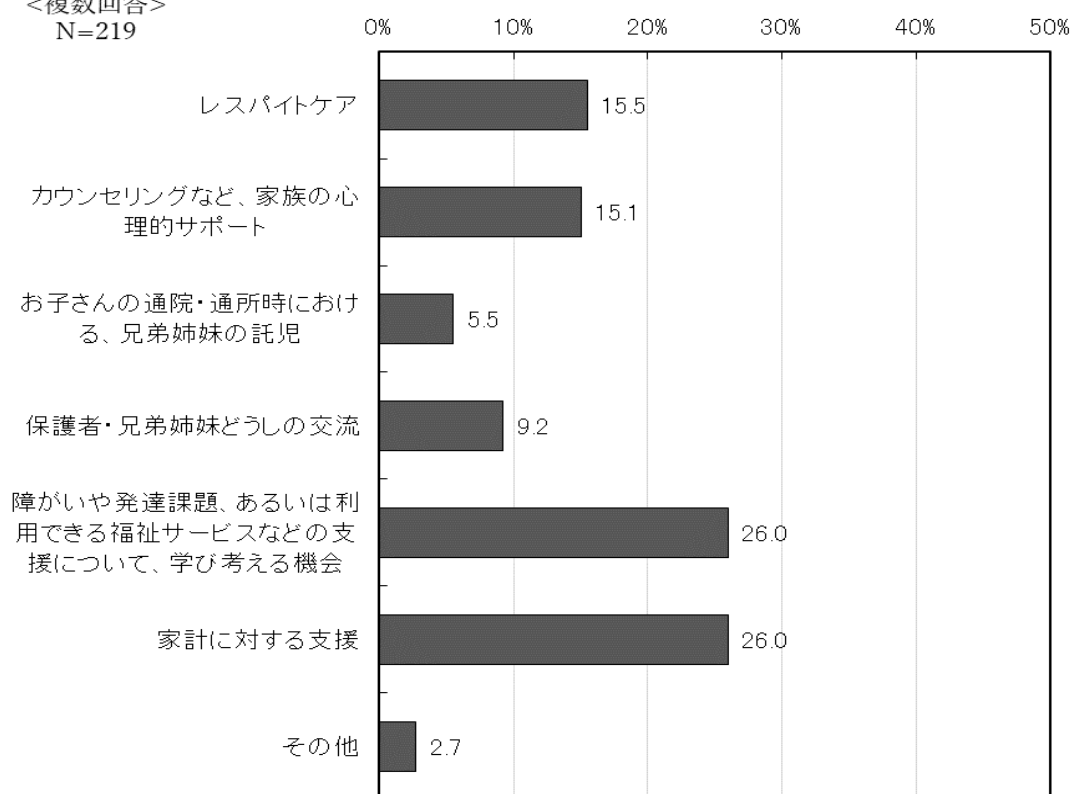
(6) (4)で「2. 利用したことがない。」を選んだ方にお聴きします。それはなぜですか？(1つだけ○)



利用したことがないを選んだ方においては、「福祉サービスを知っているが、利用する必要がない」が55.9%と最も高く、次に「福祉サービスを知らない、または良くわからない」が23.5%となっています。

(7) あなたを含むご家族に、どのような支援が大切だと思いますか？（当てはまるもの全てに○）

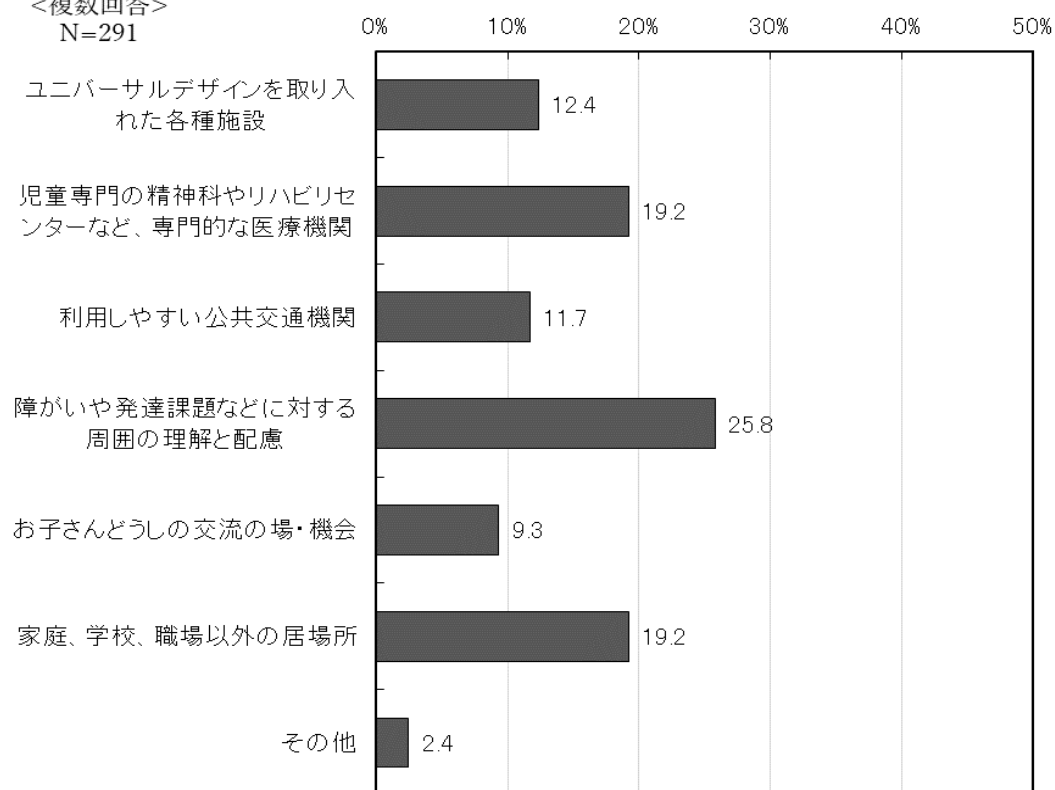
<複数回答>
N=219



どのような支援が大切だと思いますかでは、「障がいや発達課題、あるいは利用できる福祉サービスなどの支援について、学び考える機会」・「家計に対する支援」が同数で26.0%の回答がありました。

(8) お子さんが過ごす環境に、ほかにどのようなものが大切だと思いますか？（当
てはまるもの全てに○）

<複数回答>
N=291



お子さんが過ごす環境に、ほかにどのようなものが大切だと思いますかでは、「障がいや発達課題などに対する周囲の理解と配慮」が25.8%と最も高く、次に「児童専門の精神科やリハビリセンターなど、専門的な医療機関」・「家庭、学校、職場以外の居場所」が19.2%となっています。

② 障がいのある子どもへの支援の提供体制の整備等（成果目標）

障がいのある子どもの支援の提供体制の課題に対応するため、国が示した「基本指針」に基づき、令和５年度に向けた成果目標を設定します。

【国の基本指針】

- 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１か所設置
- 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも１か所確保
- 医療的ケア児支援に関する協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置（令和５年度末まで）

■ 令和５年度末の目標値

目 標	考 え 方
１箇所	医療的ケア児が、適切な支援を受けられるように、令和５年度末までに各圏域及び各市町村において保健・医療・障がい福祉等関係機関が連携を図るための協議の場を設ける。

■ 今後の取り組み

児童発達支援センターについては、地域支援を積極的に行い、地域の中核的な療育支援施設として役割を果たしていくことが期待されており、市内に２か所設置されています。

保育所等訪問支援については、児童発達支援センターの２施設で実施しています。重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所についてもそれぞれ実施しています。

医療的ケア児の支援については、医療的ケアが必要な重度の障がいのある子どもが地域で継続して在宅生活を送れるよう、医療機関連携のもとに医療的ケアの提供体制の確保が必要です。医療的ケア児に必要な在宅支援や日中活動の場の確保などを充実させるため、保健・医療・福祉・教育の関係機関が連携し、個別課題の検討や協議する場の設置を進めていきます。

また、医療的ケアが必要な障がい児・者を受け入れる日中一時支援事業所、短期入所事業所、重度障害者グループホームに対し、重度障害者地域生活重点支援事業（介護者レスパイト支援事業）を実施していきます。

③ 障がいのある子どもへのサービスの見込量と確保のための方策

(1) 児童発達支援

未就学の障がいのある子どもに、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応のための訓練、その他必要な支援を行います。

■ 児童発達支援サービスの見込と実績（1月当たり）

区 分			第5期計画			第6期計画		
			30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
児童発達 支援	見込	人	90	95	100	171	186	201
		人日	692	730	869	790	808	826
	実績	人	101	117				
		人日	632	754				

■ 実績の評価・課題及び第6期の見込量について

令和元年度は、増加傾向であり、実績が見込量を上回っています。

現在、サービス提供事業所が8事業所ありますが、利用者のニーズに応じたサービスの在り方や提供体制の見直しが課題となっています。

第6期の見込量については、過去の実績を基に、伸び率等を考慮し、見込んでいます。

(2) 放課後等デイサービス

学校通学中の障がいのある子どもが、放課後や長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がいのある子どもの自立を促進するとともに放課後等の居場所づくりを行います。

■ 放課後等デイサービスの見込と実績（1月当たり）

区 分			第5期計画			第6期計画		
			30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
放課後等 デイサー ビス	見込	人	125	145	155	242	272	302
		人日	1,133	1,314	1,405	2,397	2,706	3,014
	実績	人	180	165				
		人日	1,388	1,780				

■ 実績の評価・課題及び第6期の見込量について

平成30年度、令和元年度は、大幅に増加傾向であり実績が見込量を上回っています。

現在、サービス提供事業所が10事業所ありますが、利用者数の増加に伴い、市内の事業所の確保、充実が課題となっています。

第6期の見込量については、現在も利用者数が増加していることから、過去の実績を基に、伸び率等を考慮し、見込んでいます。

(3) 保育所等訪問支援

障がいのある子どもが集団生活を営む施設に専門職等が訪問支援することにより、障がいのある子どもが集団生活に適応するための専門的な支援を行い、保育所等の安定した利用を促進するものです。

■ 保育所等訪問支援の見込と実績（1月当たり）

区 分			第5期計画			第6期計画		
			30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
保育所等 訪問支援	見込	人	1	2	3	1	2	3
		人日	1	2	3	1	2	3
	実績	人	0	1				
		人日	0	0				

■ 実績の評価・課題及び第6期の見込量について

現在、児童発達支援センターの2施設で実施しています。平成30年度から訪問支援の対象が今までの保育所・学校等に加え、乳児院や児童養護施設に拡大されたことから、サービス内容の周知を充実させることにより、利用者の増加を見込んでいます。

(4) 居宅訪問型児童発達支援

平成30年度から新たに新設されたサービスです。重症心身障がい児等で、児童発達支援等の通所による支援を受けるために外出することが困難な障がいのある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与などの支援を行います。

■ 居宅訪問型児童発達支援の見込（1月当たり）

区 分			第5期計画			第6期計画		
			30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
居宅訪問 型児童発 達支援	見込	人	1	2	4	1	2	3
		人日	1	4	8	5	10	15
	実績	人	0	0				
		人日	0	0				

■ 実績の評価・課題及び第6期の見込量について

平成30年度、令和元年度については、市内に事業所がないこともあり、実績がありませんでした。

第6期の見込量については、市外のサービス事業所の利用も考慮し、見込んでいます。

在宅の障がいのある子どもの発達支援の機会を確保する観点から、実施可能な事業所の開設整備に努めていきます。

(5) 障がい児通所支援見込量確保のための方策

児童発達支援、放課後等デイサービスについては、利用者数が増加していることから、児童発達支援事業所や相談支援事業所とともに、サービス支給の適正化を図り、サービス事業所の確保とサービスの質の向上に努めます。

保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援については、事業の周知を充実させ、事業の円滑な利用を進めます。

（６）障がい児相談支援

障がい児通所支援を利用するための利用計画の作成や見直しを行います。

■ 障がい児相談支援の見込と実績（１月当たり）

区 分			第５期計画			第６期計画		
			30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
障がい児	見込	人	46	50	54	95	119	148
相談支援	実績	人	47	61				

■ 第６期の見込量について

児童発達支援や放課後等デイサービスなどのサービスを利用するすべての障がいのある子どもが対象です。第６期の見込量については、障がいのある子どもの通所支援の利用者が増加していることや、利用者または家族が作成する「セルフプラン」から障がい児相談支援に移行することを考慮し、利用者の増加を見込んでいます。

■ 障がい児相談支援見込量確保のための方策

障がいのある子どもを対象とする市内の相談支援事業者は現在５事業所で、利用者の増加が見込まれるため、指定相談事業所の新規参入を促していきます。また、北部地域自立支援協議会を中心に困難事例の検討を行うなど、相談支援専門員の連携強化や体制を充実させていきます。

第7章 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

1. 各事業の実績と第6期の見込量

第5期からつ自立支援プランの見込量と実績を比較しやすいように、各図表の左上段に平成30年度から令和2年度までの見込量を、左下段に平成30年度・令和元年度の実績^{※1}を記載しています。

この計画で定める令和3年度から令和5年度までの見込量は右上段に記載しています。また、令和元年度までの実績の評価と課題、令和3年度から令和5年度までの見込量算出の考え方について、各図表の下に記載します。

※1「実績」は毎年度4月～3月の年間の平均による

(1) 相談支援事業

相談支援事業は、障がいのある人と家族、介護を行う人等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、権利擁護のための必要な援助を行います。

■ 相談支援事業の見込と実績

区 分			第5期計画			第6期計画		
			30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
①相談支援事業 実施事業所数	見込	箇所	3	3	3	2	2	2
	実績	箇所	3	2				
②地域自立支援協議会			設置済「北部地域自立支援協議会」					
③基幹相談支援 センターの設置 の有無	見込	箇所			設置			設置
	実績	箇所			未設置			1箇所

■ 実績の評価・課題及び第6期の見込量について

①については、市が設置した「障がい者相談支援センター」と委託1事業所の2か所で、社会福祉士や精神保健福祉士などの専門職による相談対応を行っています。

②については、既に北部地域自立支援協議会を設置しています。困難事例検討など、様々な取組を行うことで活性化してきましたが、さらに地域の課題に適切に対応できるよう、各部会の議論を深めていく必要があります。

今後の課題として、現在、未設置の基幹相談支援センターについては、成果目標として「地域生活支援拠点等」の整備の中でコーディネイターとしての役割も期待されることから、令和5年末までに設置を進めていきます。

■ 見込量確保のための方策

○障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、抱えている課題やニーズにきめ細かく対応し、適切な障がい福祉サービスなどに繋いでいくために、相談支援体制の一層の充実に努めていきます。

○障がいのある人やその家族などが身近で気軽に相談できるよう、相談支援事業及び各種相談員制度などの周知を行っていきます。

○北部地域自立支援協議会を通じて関係機関や事業所などと連携を強化し、地域の課題が幅広く検討・共有できる体制づくりを進めます。

○障がい者虐待防止センターは、障がいのある人の虐待の防止や権利擁護などを行う機関として、機能の充実に努めていきます。

○基幹相談支援センターは、一般的な相談支援に加え、困難ケースへの対応や相談支援事業所などに対する専門的な指導・助言を行い、相談支援機能の強化を担う機関であり、北部地域自立支援協議会において協議を重ねながら設置を進めていきます。

（２）成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービス利用の観点から、成年後見制度の利用支援により、知的障がい、または精神障がいのある人の権利擁護を進めます。

■ 成年後見制度利用支援事業の見込と実績

区 分			第 5 期計画			第 6 期計画		
			30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
成年後見制度利用支援事業	見込	人	3	4	5	5	5	5
	実績	人	6	5				

■ 実績の評価・課題及び第6期の見込量について

成年後見制度の認知度は向上しており、成年後見の申立件数は今後も見込まれることから、過去の実績と同程度の利用量を見込んでいます。

現在、障がいのある人と高齢である人の受付窓口について、利用者への利便性を図るため、窓口の統一と業務内容について協議しており、その窓口の中心となる中核機関の設置を目指していきます。

■ 見込量確保のための方策

障がい者相談支援センターなどの各関係機関と連携し、支援が必要な人への適切な利用に繋がります。また、成年後見制度が有効に活用されるよう、情報提供及び広報活動を充実させ、周知と利用促進を目指していきます。

(3) 手話言語環境整備事業（旧コミュニケーション支援事業）

手話等の普及・啓発のため、企業・学校等へ訪問し、出前講座や研修会を開催するほか、聴覚に障がいのある人の住まいへ訪問し、生活状況の聴き取りや相談、災害対応に関することなどの情報提供を行います。また、市役所内に手話通訳者を配置し、聴覚などに障がいのある人のコミュニケーションを支援します。

■ 手話言語環境整備事業の見込と実績

区 分			第5期計画			第6期計画		
			30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
コミュニケーション 支援	見込	人・回/月	37	37	37	40	40	40
	実績	人・回/月	40	40				
企業・学校 訪問	見込	回/年				24	28	30
	実績	回/年						
自宅訪問	見込	回/年				80	80	80
	実績	回/年						

■ 実績の評価・課題及び第6期の見込量について

コミュニケーション支援の実績は見込量を上回っており、実利用者については平成30年度、令和元年度ともに40人と同程度で推移しています。第6期の見込量についても、同程度を見込んでいます。

訪問支援（企業・学校・自宅等）については、令和元年12月、唐津市手話言語の普及及び聴覚障害児・者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例（通称「手話言語条例」）の制定により、令和2年度からコミュニティ支援センターの人員を1名から2名体制とし、事業を推進しています。第6期の見込量については、令和2年度の実績見込みを考慮し、見込んでいます。

■ 見込量確保のための方策

- 唐津市コミュニケーション支援センターに手話通訳者を配置していることを周知し、利用しやすい環境の整備に努めていきます。
- 手話奉仕員養成研修事業を行い、人材の養成・確保に取り組んでいきます。
- 各市民センターにおいて、手話ができる聴覚に障がいがある人が来庁されたときに、気軽にテレビ電話により、本庁の手話通訳者を介したコミュニケーションがとれるよう環境の整備に努めていきます。
- 市内の企業及び小・中学校に対し、「手話の普及・啓発活動」の受入希望調査を行っていきます。また、市内の聴覚に障がいのある人に対し、「生活状況・防災・相談支援」などについて、自宅訪問受入れ調査希望を行い、ニーズの把握に努めていきます。

（４）日常生活用具給付事業

障がいのある人が、日常生活を円滑に送れるように、障がいの種別・程度、必要性等により、日常生活用具を給付する事業です。

用具名	用具の内容
介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの障がいのある人の身体介護を支援する用具、障がいのある子どもが訓練に用いる椅子など
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援するための用具
在宅療養等支援用具	電気たん吸引器や盲人用体温計など、障がいのある人の在宅療養を支援するための用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工咽頭など、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通などを支援するための用具
排せつ管理支援用具	ストマ用装具など、障がいのある人の排せつ管理を支援する衛生用品
居宅生活動作補助用具	障がいのある人の居宅における円滑な生活動作などを支援するための小規模な住宅の改修

■ 日常生活用具給付事業の見込と実績

区 分			第 5 期計画			第 6 期計画		
			30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
①介護訓練支援用具	見込	件/年	12	12	12	10	10	10
	実績	件/年	8	8				
②自立生活支援用具	見込	件/年	15	15	15	15	15	15
	実績	件/年	24	14				
③在宅療養等支援用具	見込	件/年	10	10	10	10	10	10
	実績	件/年	8	11				
④情報・意思疎通支援用具	見込	件/年	30	30	30	35	35	35
	実績	件/年	33	32				
⑤排せつ管理支援用具	見込	件/月	230	240	250	260	270	280
	実績	件/月	232	241				
⑥住宅改修費	見込	件/年	5	5	5	5	5	5
	実績	件/年	3	4				

■ 実績の評価・課題及び第6期の見込量について

各種用具により、見込量を下回ったり、上回ったりと実績にばらつきがあります。

第6期では過去の実績を基に、伸び率等を考慮し、見込んでいます。

■ 見込量確保のための方策

障がいのある人が安定した日常生活を送るため、事業の周知をしていくとともに、障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めていきます。

各種団体に情報提供を行い、日常生活用具の範囲・対象者・基準額などについては、今後、なお一層利用者のニーズを把握しながら、事業の充実・見直しを研究・検討していきます。

（５）移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、社会参加及び余暇活動等における移動を支援します。

■ 移動支援事業の見込と実績

区 分			第５期計画			第６期計画		
			30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
移動支援事業	見込	人	20	20	20	30	30	30
	実績	人	22	21				

■ 実績の評価・課題及び第６期の見込量について

平成３０年度、令和元年度ともに見込み量と同程度で推移しています。

同行援護の創設、重度訪問介護の対象拡大による移動サービスの充実や、過去の実績を基に、伸び率等を考慮し、見込んでいます。

■ 見込量確保のための方策

ニーズに応じ、広くサービスが利用できるよう周知するとともに、市内・市外の事業者と契約し、支援体制を整えます。

（６）地域活動支援センター事業

障がいのある人などに、通所により創作的活動や生産活動の機会の提供、地域社会との交流を図るために必要な事業を実施しています。

■ 地域活動支援センター事業の見込と実績

区 分			第 5 期計画			第 6 期計画		
			30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
地域活動支援 センター（Ⅱ型）	見込	人・日/月	110	110	110	120	120	120
		箇所数	1	1	1	1	1	1
	実績	人・日/月	118	129				
		箇所数	1	1				
地域活動支援 センター（Ⅲ型）	見込	人・日/月	200	220	230	180	190	200
		箇所数	2	2	2	2	2	2
	実績	人・日/月	157	171				
		箇所数	2	2				

Ⅱ型：雇用・就労が困難な在宅の障がいのある人に対し、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを実施

Ⅲ型：作業所等の運営実績が概ね5年以上有り、安定的な運営が図られている事業所が運営し、援護等を実施

■ 実績の評価・課題及び第6期の見込量について

【地域活動支援センターⅡ型】

平成30年度、令和元年度は、見込量を上回っています。

利用者数の増加を図るため広報等により周知を行っており、今後もほぼ同程度で推移すると見込んでいます。

【地域活動支援センターⅢ型】

障がい福祉サービス事業所（就労系）への利用者の移行により、見込みを下回っています。今後も、障がい福祉サービス事業所（就労系）の利用者が増加すると考えられるため、大幅な増加はないと見込まれます。令和元年度から旧日赤病院跡地にできた青少年支援センター内で2事業所が集約して運用しているため、事業の効果的な周知により利用者の増加を見込んでいます。

■ 見込量確保のための方策

○実習生の受け入れ及び福祉イベントへの出品などを通じ、啓発活動により、利用者の拡大に努めます。

○障がいの特性に合わせた活動の場の拡大及び活動内容の充実を働きかけます。

○事業に関する情報提供を充実させ、周知と利用促進を行います。

（７）任意事業

①訪問入浴サービス

自宅での入浴が困難な重度の肢体不自由のある人が対象であり、訪問入浴車により入浴サービスを提供していきます。

■ 訪問入浴サービスの見込と実績

区 分			第５期計画			第６期計画		
			30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
訪問入浴 サービス	見込	人・回／月	40	40	40	40	40	40
	実績	人・回／月	35	30				

■ 実績の評価・課題及び第６期の見込量について

平成３０年度、令和元年度は見込量を下回っています。

訪問入浴サービスの提供については、過去の実績等を考慮し、見込んでいます。現在の委託事業所は１事業所であり、利用者の受入れに限られることが課題となっています。

■ 見込量確保のための方策

生活介護など通所サービスによる入浴と組合せての提供や、対象者の主治医やヘルパーなどからの情報提供により事業を行っていくとともに、新規委託先の拡充を目指していきます。

② 日中一時支援事業

在宅の障がい者・児に対する支援として、一時的に介護・見守りなどの支援が必要な人や日中活動を必要とする在宅の人を対象として、通所により日中活動の場を提供するとともに、日常的に介護している家族の負担軽減をします。

■ 日中一時支援事業の見込と実績

区 分			第 5 期計画			第 6 期計画		
			30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
日中一時 支援事業	見込	人・回/月	390	390	390	439	439	439
	実績	人・回/月	458	420				

■ 実績の評価・課題及び第6期の見込量について

平成30年度、令和元年度は見込量を上回っています。家族の就労や急用時の一時預かりなど利用度は高くなると予想されるため、今後も増加傾向にあると見込んでいます。

■ 見込量確保のための方策

日中一時支援事業については、子どもの保護者向けに配付している「唐津市子育てガイドブック」などにより周知を行っていきます。また、利用者の希望に対応できるよう、新規委託先の拡充を目指していきます。

③ 福祉ホーム事業

障がいのある人で、家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な人に対し、低額な料金で、居室その他の設備の利用と日常生活に必要な便宜を提供する事業です。

■ 福祉ホーム事業の見込と実績

区 分			第 5 期計画			第 6 期計画		
			30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
福祉ホー ム事業	見込	人/月	8	8	8	8	8	8
	実績	人/月	8	8				

■ 実績の評価・課題及び第6期の見込量について

現在は、障がいの種別に関係なく共同生活援助のグループホームへ入居できることから、利用者の増減はほとんどありません。今後、更に地域移行が進んだとしても、福祉ホーム利用者については、同程度で推移すると見込んでいます。

■ 見込量確保のための方策

利用希望者に対して情報提供や利用支援を行います。また、現在の利用者が引き続き安心して利用できるよう事業を継続して行います。

④ 奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人、視覚障がいのある人を支援するため、手話、要約筆記、点訳講習会を毎年開催しています。

■ 奉仕員養成研修事業の見込と実績

区 分			第5期計画			第6期計画		
			30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
奉仕員養成 研修事業	見込	人・回/月	75	75	75	60	60	60
	実績	人・回/月	61	55				

■ 実績の評価・課題及び第6期の見込量について

平成30年度、令和元年度については見込量より減少しています。

本事業は手話、要約筆記、点訳の各講習会を開催しており、手話講習会においては年間47回予定しています。

第6期では、過去の実績等を考慮し、見込んでいます。

■ 見込量確保のための方策

奉仕員養成研修事業については、従来どおり市報や市のホームページで周知を行っています。また、同事業の支援団体であるボランティア団体の協力により、受講者の増加に繋げていきたいと考えています。

⑤ 点字・声の広報等発行事業

視覚障がいのある人に、点字や音声テープによる市の広報紙を発行しています。

■ 点字・声の広報等発行事業の見込と実績

区 分			第 5 期計画			第 6 期計画		
			30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
点字・声の広報等 発行事業（点字）	見込	件/月	12	12	12	12	12	12
	実績	件/月	11	11				
点字・声の広報等 発行事業（声の広報）	見込	件/月	40	40	40	40	40	40
	実績	件/月	40	40				

■ 実績の評価・課題及び第 6 期の見込量について

平成 30 年度、令和元年度ともに、見込量と同程度で推移しています。

点字については、実績と同程度で推移すると見込んでいます。声の広報についても、実績と同程度で推移すると見込んでいます。

■ 見込量確保のための方策等

今後必要とされる方全員に対し、点字や音声テープによる市の広報紙を届けることができるように、事業を継続していきます。また、視覚の障がい者手帳を取得された方へ本事業を説明し、利用の促進を行っていきます。

⑥ 文化・芸術講座開催等事業

生活を豊かにし社会参加の促進を図るため、障がい者作品展を開催しています。

■ 文化・芸術講座開催等事業の見込と実績

区 分			第 5 期計画			第 6 期計画		
			30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
文化・芸術講 座等開催事業	見込	参加人数	150	150	150	150	150	150
	実績	参加人数	159	157				

■ 実績の評価・課題及び第6期の見込量について

平成30年度、令和元年度は見込量を上回りましたが、出品者が毎年固定されてきており、参加者の高齢化や少子化による児童・生徒の減少により、今後の見込量の大きな増加はなく、同程度で推移していくものと見込んでいます。

■ 見込量確保のための方策

従来どおり市の広報媒体を活用するとともに、市内の障がい者団体、特別支援学校などにも広く周知し、参加者の増加に努めていきます。

⑦ スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

スポーツ活動を通して、障がいのある人の体力維持及び親睦交流を図ることにより、社会参加を促すことを目的とし、障がい者体育大会、ゲートボール、グラウンドゴルフなどのスポーツ大会を開催しています。

■ スポーツ・レクリエーション教室開催等事業の見込と実績

区 分			第5期計画			第6期計画		
			30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	見込	参加人数	380	380	380	380	380	380
	実績	参加人数	368	377				

■ 実績の評価・課題及び第6期の見込量について

平成30年度、令和元年度は見込量を下回っています。障がい者体育大会及びスポーツ大会について、高齢化や個々のライフスタイルの多様化により参加人数が伸び悩んでいます。第6期では、過去の実績等を考慮し、見込んでいます。

■ 見込量確保のための方策

従来どおり市の広報などにより周知をし、市内の障がい者団体などにも広く呼びかけを行っていきます。特に障がい者体育大会については、実行委員会を中心に障がい者・児が参加しやすい環境や競技の工夫を行い、参加者の増加を目指していきます。

⑧ 自動車運転免許取得費助成事業・自動車改造費助成事業

就労等の社会参加のために必要と認められる自動車の運転免許を取得するための経費の一部や、自動車の手動装置等の一部を改造するために必要な経費の一部を助成しています。

■ 自動車運転免許取得費助成事業の見込と実績

区 分			第 5 期計画			第 6 期計画		
			30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
自動車運転免許取得費助成事業	見込	件/年	4	4	4	3	3	3
	実績	件/年	3	2				
自動車改造費助成事業	見込	件/年	4	4	4	3	3	3
	実績	件/年	3	2				

■ 実績の評価・課題及び第 6 期の見込量について

自動車運転免許取得費補助助成事業は、平成 30 年度、令和元年度は見込量を下回っています。また、自動車改造助成事業についても、平成 30 年度、令和元年度は見込み量を下回っています。

これまでの実績から両事業ともに、なお一層の周知に努めることにより、同程度で推移するものと見込んでいます。

■ 見込量確保のための方策

自動車運転免許取得費助成事業については、チラシを作成し市内の自動車学校の窓口に配置してもらい、事業の周知、利用の促進に努めていきます。

自動車改造費助成については、チラシを作成し公共職業安定所と連携しながら制度の周知、利用の促進に努めていきます。

第8章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進のために

(1) 計画の周知とわかりやすい情報提供

障がい福祉サービスを必要としている人やその家族などに、この計画や各種サービスの情報提供ができるよう、ホームページなどにより周知を図るとともに、相談支援事業所・関係機関・関係団体などとともに情報提供体制の整備を進めていきます。

(2) 地域のネットワークの強化

関係機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。障がい者団体、サービス事業所、公共職業安定所、特別支援学校、医療機関、行政などから構成される「北部地域自立支援協議会」と連携し、地域の現状と課題などを把握し、地域資源の改善、関係機関の連携のあり方など、地域生活支援の拠点等の整備を進めながら、ネットワークの強化を行っていきます。

■ 北部地域自立支援協議会の役割 ■

「北部地域自立支援協議会」は、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たす場として、1市1町（唐津市・玄海町）の圏域で設置し、定期的に協議を行っています。また、「生活支援部会」「子ども支援部会」「就労支援部会」「相談支援部会」「地域生活支援拠点等整備検討部会」を設置し、個々の事例や地域課題に対する改善策などの検討を行っています。

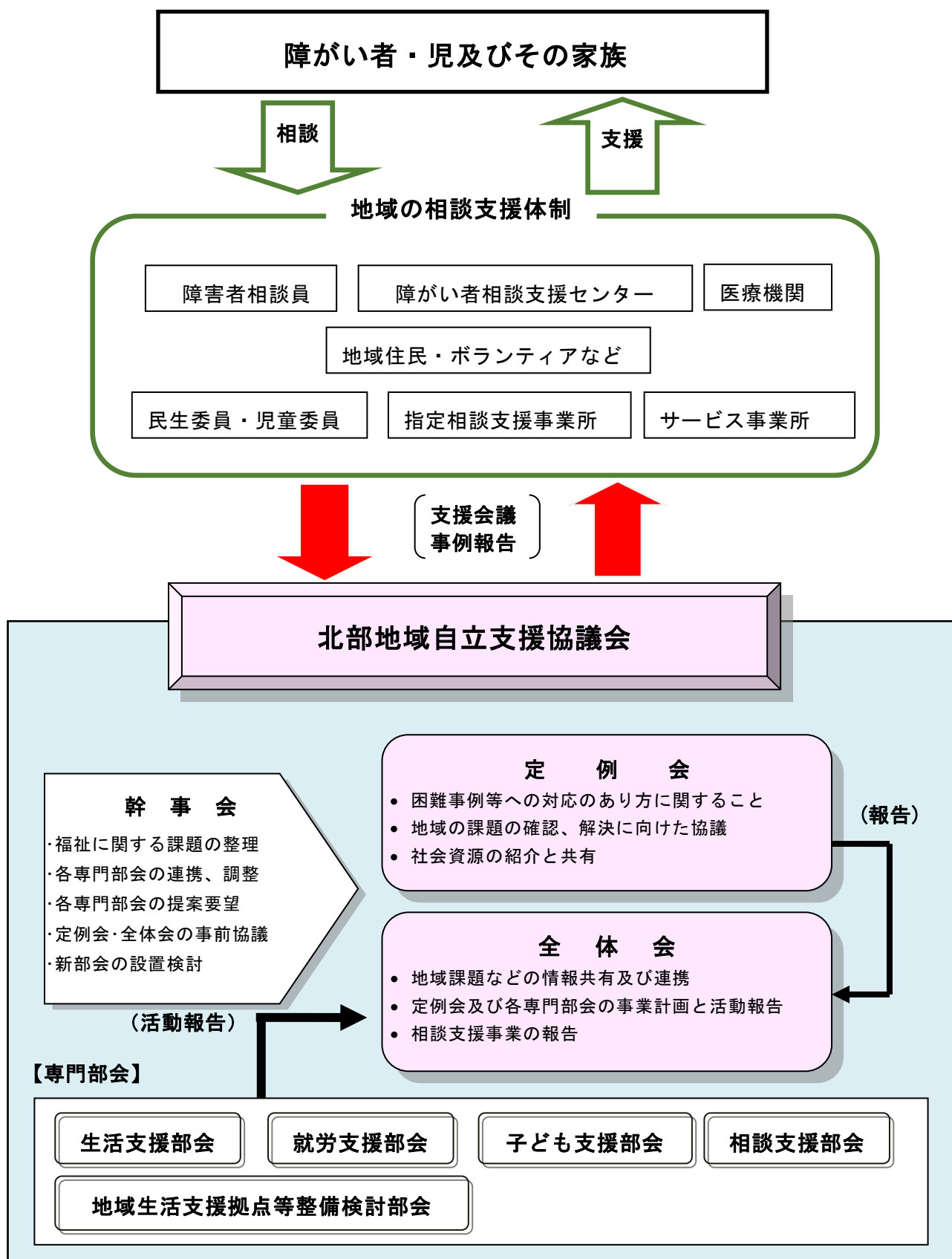
【構成メンバー】

相談支援事業者、障がい福祉サービス事業者、保健・医療関係機関、教育関係機関、就労・雇用関係機関、障がい者団体など、地域の実情を率直に話し合えるよう、幅広いメンバーで構成しています。

【事業内容】

- ①障がいのある人などの地域生活支援に関すること
- ②地域の関係機関によるネットワークの構築に関すること
- ③困難事例への対応のあり方に関すること
- ④相談支援事業の運営評価に関すること
- ⑤地域の社会資源の開発、改善に関すること など

■ 北部地域自立支援協議会を中心とした連携のイメージ ■



(3) 庁内体制の整備

障がい福祉の担当課だけでなく、介護、子育て、保健医療、教育委員会など、各部署との綿密な情報交換と連携により、各施策を効果的に推進していきます。

また、市職員などが障がいのある人への理解を深めるため、必要な研修などを実施し、障がい福祉に関する意識を高めていきます。

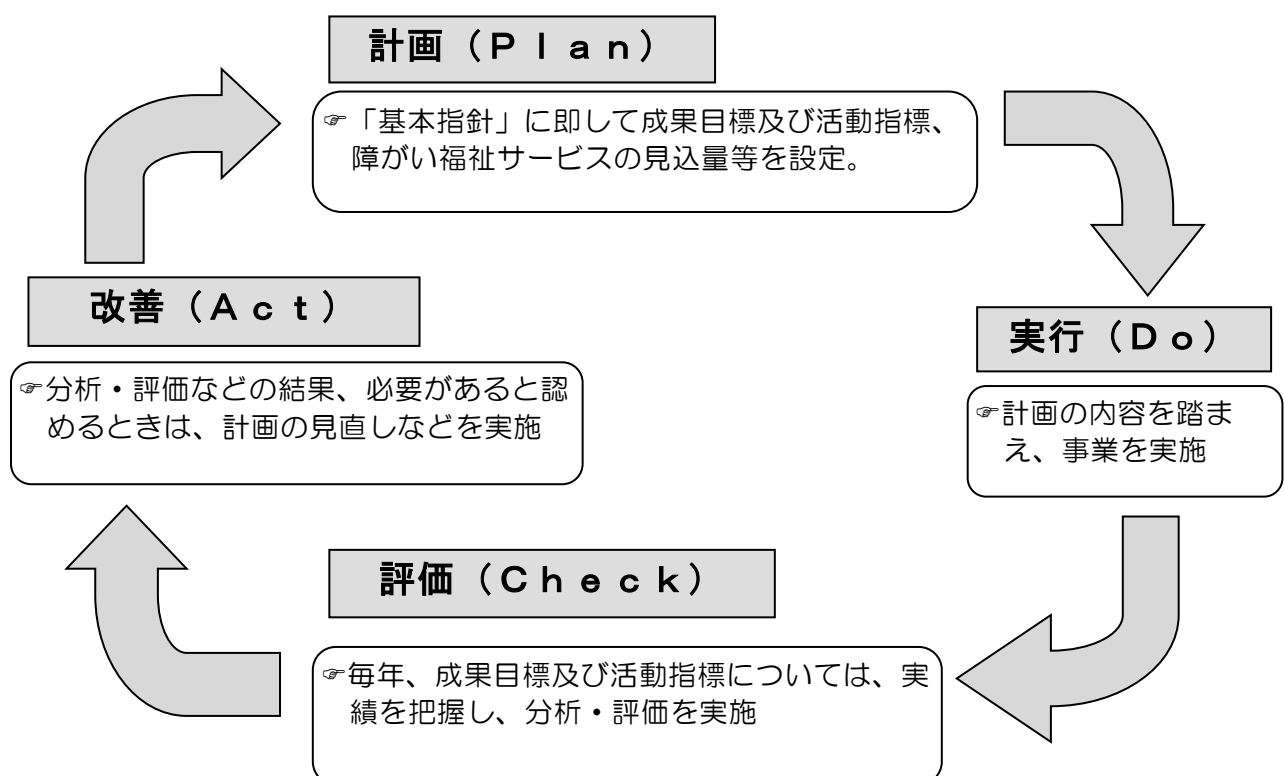
(4) 国・県との連携

障がいのある人に対する施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが多く、制度の改正への適切な対応と情報提供を行い、関係機関と連携しながら施策の推進に努めていきます。

2. 計画の点検と評価

計画の管理にPDCAサイクルを導入し、北部地域自立支援協議会を通じ、各種施策の進捗状況、サービスの見込量などの達成状況を、必要に応じて点検・評価し、必要な見直しを行うことにより、計画の推進に取り組んでいきます。

■ PDCAサイクルによる点検・評価のイメージ ■



第6期からつ自立支援プラン

（第6期唐津市障がい福祉計画・第2期唐津市障がい児福祉計画）

発行年月 令和3年（2021年）3月

編集・発行 唐津市保健福祉部障がい者支援課

〒847-0016 佐賀県唐津市東城内1番3号

電話 0955-72-9150

FAX 0955-74-5628

URL <http://www.city.karatsu.lg.jp/>